

官報

号外
昭和五十五年十月十七日

第九十三回 衆議院會議録 第六号

昭和五十五年十月十七日(金曜日)

議事日程 第五号

昭和五十五年十月十七日

午後一時開議

- 第一 厚生保護法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)
- 第二 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 厚生保護法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)
 - 日程第二 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 農住組合法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時五分開議
○議長(福田一君) これより會議を開きます。

○議長(福田一君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

日程第一 厚生保護法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)
日程第二 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第一、厚生保護法の一部を改正する法律案、日程第二、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明及び報告を求めます。社会労働委員長山下徳夫君。

厚生保護法の一部を改正する法律案
厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び
同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔山下徳夫君登壇〕

○山下徳夫君 ただいま議題となりました厚生保護法の一部を改正する法律案について、趣旨弁明

昭和五十五年十月十七日 衆議院會議録第六号

厚生保護法の一部を改正する法律案外一案

昭和五十五年十月十七日 衆議院會議録第六号

ります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

農住組合法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(福田一君) この際、内閣提出、農住組合法案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣原健三郎君。

〔国務大臣原健三郎君登壇〕

○国務大臣(原健三郎君) 農住組合法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

最近における地価の動向を見ると、大都市地域の住宅地を中心に上昇傾向にあります。これは、交通体系の整備、公共事業の進捗等による住宅地としての効用の増によるもののほか、さらに根強い住宅地の需要に対して供給が不足していることが主たる原因であると考えられます。

このような状況を踏まえた今後の土地政策の基本的な課題は、長期的には、大都市地域における人口と産業の集中を抑制し、他方、地方への分散を促進することにより、国土の均衡ある発展を図ることです。さらに、当面の緊急な課題と

農住組合法案についての原国務大臣の趣旨説明

農住組合法案の趣旨説明に対する木間章君の質疑

七二

しては、大都市地域を中心として、引き続き投機的な土地取引の抑制に努めるとともに、特に宅地の供給を強力に促進することが必要であります。

このためには、現在講じております各般の宅地供給のための施策の拡充強化を図ることが必要であります。さらに、これらと相まって、主要な宅地供給源であり、現在大都市地域の市街化区域内におお相当大量に存在する農地について、必要に応じて、当面の営農の継続を図りつつ、住宅地等への円滑かつ速やかな転換を図ることが必要であると考えられるところであります。

このような見地から、大都市地域の市街化区域内農地の所有者等が協同して、必要に応じて、当面の営農の継続を図りつつ、農地を円滑かつ速やかに住宅地等へ転換するための事業を行うための組織として農住組合の制度を設け、その組織の事業活動を通じて、これらの者の経済的社会的地位の向上と住宅地及び住宅の供給の拡大を図ることとした次第であります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、農住組合は、組合の地区内の市街化区域内農地の相当部分を含む一団の土地について、良好な住宅地等の造成を目的とする土地の区画形質の変更等を行うとともに、組合員のために住宅の建設等を行うこととしております。さらにまた、これらとともに、利便施設の建設、土地の譲渡、土地に関する権利の交換分合、組合員の当面の営農上必要な共同利用施設の設置及び管理、客土、暗渠排水、農地利用規約の設定等の事業を総合的かつ一体的に行うことができることとしておる次第であります。

さらに、これに伴い農住組合は、土地区画整理事業及び土地改良事業を施行することができることとし、土地区画整理法及び土地改良法の適用に關し所要の規定を整備することとしております。

第二に、農住組合は、当面農業上の利用が継続される一団の営農地等に属する農地について、所有権または使用収益権を有する組合員で当面の営農の継続を希望するものの合意により、農地利用規約を定め、市町村長の認定を受けることができることとする。また、農地利用規約の目的を達成するため必要があると認めるときは、組合員以外で当該一団の営農地等に属する農地について所有権等を有するものと、農地利用規約と同一の内容を有する契約を締結することができることとしておる次第であります。

第三に、農住組合の組合員たる資格を有する者は、地区内の土地について所有権または借地権を有する者及び地区内の農地について所有権以外の使用収益権を有する者とし、組合員は出資する義務を負うほか、組合員のうち所有権者及び借地権者は、各一個の議決権及び役員を選挙権を有することとしております。

第四に、農住組合を設立するには、大都市地域の市街化区域内農地について所有権を有する者四人以上が発起人となり、定款及び事業基本方針を作成し、都府県知事の認可を受けなければならないこととしております。

なお、この認可の申請を行うことができるのは、この法律の施行の日から十年を経過する日までといたしております。

第五に、定款に定める組合の地区は、原則として一定規模以上の一団の市街化区域内農地を含む一団の土地の区域であり、市街化区域内農地の面積が地区面積の大部分を占めるものでなければならぬこととしております。また、事業基本方針には、地区内において、組合員の当面の営農の継続を図りつつ市街化区域内農地を住宅地等へ転換するために組合が行う事業の種類及びその実施の方針等を定めることとしております。

第六に、組合は、農業団体等に対し、組合の事業に關し、必要な助言または援助を求めることができるとするほか、国及び地方公共団体は、組合に対して、その事業の施行の促進を図るため

必要な助言及び指導を行うことができるものとしております。

第七に、管理、解散及び清算、監督、罰則等に関する規定を定めることとしております。

以上が農住組合法案の趣旨でございます。(拍手)

農住組合法案(内閣提出)の趣旨説明に対する

質疑

○議長(福田一君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。木間章君。

〔木間章君登壇〕

○木間章君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました農住組合法案につきまして質問を申し上げます。その問題点を明らかにしたいと考えます。

第一に、本法律案提案の背景には、言うまでもなく、大都市圏における住宅難、宅地難がございます。そして、このような状況を引き起こした原因と責任は、政府・自民党の経済政策、国土利用政策にあることは、いまや周知の事実であります。(拍手)

大都市圏への産業と人口の集中から来る過密問題、地方圏における第一次産業の衰退、生活環境整備のおくれによってもたらされた過疎問題、これらが歴代自民党内閣の手によって推進され、その責任を感じてか、いまは亡き大平前総理は田園都市構想を提唱され、その内容はともかくといったにしても、国民は大きな期待を寄せたのであります。

私は、大平前総理の遺志を継ぐと決意されておられる鈴木総理が、この歴代自民党内閣の国土利用政策の失敗を反省され、田園都市構想の推進を實行されるのか否か、まず総理の所見をお伺いしたいと存じます。

次に、今日の住宅難の原因は、政府の住宅政策

にあると私は考えます。

政府は、来年度を初年度とする第四期住宅建設五カ年計画を策定していますが、五年前の第三期住宅建設五カ年計画の策定に当たって、国民の住宅は確実に向上しており、今後はより質のよい住宅を求めているという認識のもとに、八百六十万户の建設計画が策定されました。そして今日、その最終年度の計画を入れました。建設戸数は約七百九十万户と計画を下回っているものであります。しかも、公営住宅は計画の七六・一%、公団住宅は五五・八%と大幅に目標を下回っているものであります。

このような計画の大幅な後退によりまして、全国の住宅困窮世帯、つまり住宅に困っていると感じている世帯は、五年前の一千三万世帯から一千二百五十六万世帯、全世帯の三八・九%へと拡大しているものであります。そして、本法案で問題となっておりまして三大都市圏では、持ち家の三二%、借家の五八%が住宅困窮世帯であります。

建設大臣にお伺いいたします。

目標の未達成と公共賃貸住宅の大幅な落ち込み、住宅困窮世帯の拡大と住宅ローン地獄に見られる持ち家政策の破綻を見ると、政府の住宅政策、とりわけ第三期住宅建設五カ年計画が失敗に終わったことは明らかであります。

私は、この数字にあらわれております失政の事実を真摯に反省され、広く勤労国民の声を聞き、良質、低廉な公共住宅を中心とした第四期の計画を策定されることを期待いたしますが、この点につきまして、大臣のお考えをお聞かせください。

私は、狭い国土を思うにつけ、そして、国土の一分の土地に全人口の三分の一以上が生活しているわが国の今日の国土利用のあり方を考えるにつけ、生活空間、生産空間としての土地を、国民全体の貴重な資源として、社会的に有効に利用していかなければならないと痛感いたします。

そこで心配いたしますのは、土地価格の問題であります。

昭和五十五年十月十七日 衆議院会議録第六号

今年の地価公示を見ますと、東京圏の住宅地で一八・三%、全国平均を見ましても一二・三%と大幅な上昇を示しております。この高騰は、勤労国民の所得の上昇、そして他の物価の上昇、たとえば消費物価の上昇も、本年八月の統計では八・七%と高騰しておりますが、それをも大きく引き離し、まさに異常なものと言えます。

しかるに、政府は、私ども日本社会党を初め勤労者、有識者の多くの批判と提案を退け、無策のまま放置しております。私も、国土利用計画法第十二条「規制区域の指定」、第二十三条「土地に関する権利の移転等の届出」制に係る部分の法律改正、そして、公示価格と取引価格を同額とするよう提起いたしておりますが、政府は、現状のまま土地価格の高騰を野放しにされ、土地を生活空間としてではなく、投機の対象として放置されるつもりなのか、お伺いいたします。(拍手)

これはまさに、住宅難に苦しむ勤労国民の最も注目するところでありまして。同時に、土地対策の専門庁として、四十七年、四十八年の狂乱の土地取引と地価高騰の後に誕生した国土庁の存在の意義を問われる問題でもあります。この点につきまして、国土庁長官の明快なる御答弁をお願いいたします。

農住組合法案は、都市近郊の農地をつぶし、農民に不動産経営をさせようとするものであります。国や地方公共団体の住宅、土地対策をなおざりにして、住宅、宅地の供給と関連施設整備を含めて農民に押しつけようとする政府の方針をもって、今日の大都市圏の住宅、宅地問題は解決するものではないと思っております。

また、本法案によって、政府は、十年間に数千ヘクタールの宅地が供給されると推測されておられるようではありますが、どのような住宅が、どのような価格で勤労国民に提供されるのか、この法律案には全く触れられておりません。

住宅の戸数、宅地の供給面積、そうした量の面ばかりを追求し、その質の面、勤労国民の住宅費

農住組合法案の趣旨説明に対する木間章君の質疑

負担のあり方を置き忘れたこれまでの政府の姿勢によって、今日の住宅難、土地問題が発生したのであります。

政府と地方自治体が、力を合わせて国民、住民の生活環境に責任を持ち、都市の活力と農村の緑とを結合させた計画的な都市建設を進める、このことこそ真の田園都市構想ではないでしょうか。

(拍手)

地方における雇用の場の創出のため、農林漁業を再建し、住民が定住を図られるよう生活環境を豊かにしていく、そして都市では、公有地を勤労国民のために有効に利用する、あるいは借家人も含めた住民の総意に基づき都市再開発を進める、さらには、大企業が所有している遊休地、デベロッパーが値上がりを持って眠らせている宅地を、適正な価格で勤労国民の生活用地として解放させる、こうしたことこそ当面の急務と言えます。

住宅難のもとで、その解決を持ち家取得に求め、その結果、住宅ローン地獄に苦しむ勤労国民と、食えない農業によって職業を奪われていく農民の間に利害の対立があるのかよく宣伝し、みずからは農民から土地を取り上げ、都市の市民をローン地獄に追い込もうとする政府の姿勢は、許されることではありません。

国民の住宅要求が高まり、大都市問題がクロージアップされてくる中で、政府の長である内閣総理大臣は、住宅政策についてみずからのビジョンを持つことが要請されております。私は、鈴木総理が国民に何を約束されるのか、それを明確に、具体的に告示していただきたいのであります。

(拍手)

私も、たとえば住宅金融公庫融資で不足がある場合、公庫融資と民間ローンとあわせて借り入れできる指導と助言の制度化を要求し、同時に、経済情勢の変化等によりどうしても返済が困難となつて一時中断せざるを得ない事態が発生した場合、三カ年程度の猶予できる保証制度もあわ

せて提案しておりますが、建設大臣は、勤労国民のローン地獄に対し、どのような解決策をもって臨まれるのか。

さらに、国土庁長官には、大企業や大地主の持つ遊休地を、勤労国民に適正な価格で解放させるいかなる方策をお持ちになっておられるのか、明快な御答弁をいただきたいと存じます。(拍手)

私ども日本社会党は、都市の緑とオープンスペースの確保、都市の無秩序な拡散防止、都市への生鮮食料品の供給地として、都市近郊農業を積極的に育成していくべきであるという方針を持っております。また、農民が職業を奪われ、莫大な農地の譲渡所得を得たとしても、そのことが本法案の第一条、目的に掲げられております農民の経済的、社会的地位の向上につながることは考えておりません。

したがって、農民の意思によって、営農を継続する者に対する登録農地制度の確立、営農の意思を失った農民の農地については、国や自治体が関連公共施設も含め整備を行い、勤労国民に良好な住宅を提供するという政策を提案しております。

しかるに、政府は、農住組合を設立すれば農地の宅地並み課税は免除する、そして、それ以外については宅地並み課税を全面的に課税する方針を持っているのではないかと心配する農民がおります。これがもし真実であるなら、理念を抜きにした、あめとむちの政策と言えましよう。この際、政府の統一した見解を示していただきたいと思っております。

私は、三全総計画につきましても、新経済社会七カ年計画につきましても、高度経済成長期に各省が立てられた水ぶくれ計画がそのまま残されていると思われてなりません。三全総計画がそのまま進めば、都市における過密、地方における過疎は解消しない結果となります。政府が言う「ターソン、Jターソン現象などは、統計数字では見ることができても、はたで感じることはできません。過

昭和五十五年十月十七日 衆議院會議録第六号

農住組合法案の趣旨説明に対する木間章君の質疑

疎と地域格差は拡大の方向にあるとさえ言えましよう。私は、地方圏における産業振興、教育文化施設などの整備こそ、大都市問題の解決の唯一の道であると考えます。

また、政府は防衛費の大幅増額を行おうとしておりますが、公営住宅、公団住宅に使われる国の予算は、現在でも防衛費のわずか六分の一の程度であります。国民の生活を豊かにし、非武装中立の積極平和外交を展開することこそ真の平和への道であり、政府の取るべき道であると考えます。

地方圏における産業振興、生活施設に対する国の予算の大幅な増額に対する政府の積極的な姿勢を、この機会にお示しいただきたいと考えます。

以上をもちまして、私の農住組合法案に対する質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣鈴木善幸君登壇〕

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) 第一に、田園都市国家構想についてお尋ねがございました。

八〇年代以降、二十一世紀に向かひまして、新しい国づくり、都市づくり、また村づくりが本格的に取り組んでいかねばならない重要な課題に相なっております。御指摘のとおりでございます。都市に田園の豊かさ、また田園に都市の活力を導入いたしまして、そして地域の特性を生かしながら新しい時代の要請にこたえる地域社会を建設する、そのネットワークを全国に拡大して田園都市国家を建設する、これが大平前総理の提唱であつたわけでありますが、自由民主党におきまして、これを党の政策として取り上げ、これが実現のために総合的な施策を進めておるところでございます。

そのためには、私どもは、産業基盤の整備あるいは生活関連の施設の整備などに総合的な施策を展開いたしまして、国土の均衡ある開発、発展を図りながら田園都市国家の建設を推進してまいりたいと考えておるのであります。

第二のお尋ねは、都市づくりについてでございます。

都市づくりについての私の基本的な考え方は、都市の魅力である機能性を損なわないで、これを安全でかつ人間性豊かなものにしていきたいというところであります。

つまり、大都市にありましては、既成市街地の再開発を行い、都市の機能と環境を向上させ、ゆとりのある新市街地を再構築する、また、地方の都市にありましては、周辺の農山漁村を含む地域社会の中で経済面、文化面での中核的な役割りを果たさせていくという点に主眼を置いていきたいと存じます。

このため、総合的な都市計画のもとに、都市基盤施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発の事業などを活発に行ひまして、そして良好な住環境を備えた都市づくりを実現してまいりたいと存じておるのでございます。

国土の均衡ある開発、発展を図るということ、私は、私どもが最も力を入れておる点でございます。そのためには、中央、地方に資源の配分に当たりまして十分な配慮を行ひながら、地方の地場産業の振興、あるいは産業、工場等の誘致の問題、そういう基盤整備をまず行うことが必要でございます。

さらに、教育でありますとか、文化でありますとか、あるいは住環境の整備でありますとか、そういう点にも力をいたしまして、国土の均衡ある開発、発展、また、地方にも国民の皆さんが地域に偏しない定住できるような、環境整備に力を入れてまいる所存でございます。(拍手)

〔国務大臣(齊藤滋与史君登壇)〕

○国務大臣(齊藤滋与史君) お答えいたします。

私には、二点質問があつたわけであります。第三期住宅建設計画は失敗であつた、よつて、それを基盤に、第四期については参考にしてやれというところ、もう一つは、ローン対策でありました。

ただいま総理から、安全で人間性豊かな魅力ある都市づくりを目標にという基本的な考えが示さ

れました。住宅行政におきまして、総理からこの問題についてとくど指導をいただいておりますわけであります。

先ほど先生は、第三期住宅建設計画は失敗であつたというように申されましたけれども、私はそれは考えておりません。まだ確かに八百六十万户の目標が七百九十万户、達してはおりませんけれども、まだこれからであります。公団住宅等の建設停滞は見られましたが、公庫住宅が順調な伸びをいたしております。見通しとしては一〇・七・七〇の達成を見込まれております。

住宅政策は、御案内のように、国民のライフステージに応じた持ち家及び借家の役割りと国民の住宅選択の動向を勘案して、持ち家と借家の供給バランスを考慮すべきものと考えております。

当然、第三期住宅五カ年計画を踏まえて、第四期の計画は、居住水準の改善のおくれている大都市地域を中心に、公営住宅、公団住宅等公共賃貸住宅の供給力の強化を図ることとし、あわせて人口構造の中老年齢化等による持ち家需要に適切に対応するなど、それぞれバランスのとれた施策を実施していくこととしております。

二点目のローン対策でございますが、ローンの事故につきましては、その方々に心からお気の毒と申し上げるわけでありますけれども、御案内のようないろいろなショック以後の後遺症等々で、経済計画の破綻、不況倒産等で、当初ローンを取り入れた方々がそれに対応できなくて支払いができない、償還できないというふうなことであるわけであります。

もちろん、ローン政策が持ち家制度の発展に尽くした役割りというものは私は当然理解し、また、これからも進めていかなければなりません。

ただ、問題は、経済変化に対応するだけの当初の指導、計画性等をやはり強力にこれからも指導していかなければならないかと思ひます。

あわせて、起きておる事故につきましては、延

納の問題、分割の問題あるいはボーナス等の併用等々を考えながら、何とか救済措置を進めてまいりたい、このように考えているところであります。(拍手)

〔国務大臣(原健三郎君登壇)〕

○国務大臣(原健三郎君) 木間先生にお答え申し上げます。

最初の第一問は、今後の土地対策をいかに推進していくのであるかという質問でございます。最近における地価の動向は、非常にいわゆる急上昇しておるが、そのまま放置しておるのではな

いかとおっしゃられますが、上昇率はだんだん現在のところ鈍化傾向が見られるものの、大都市においては依然として住宅地の上昇が目立っております。これは事実でございます。

地価が上がると、上昇する、これは効用増によるものもありますが、根強い住宅地の需要に対して供給がそれに見合ふない、こういうのが主たる原因でございます。昭和四十七年、四十八年のような投機的な取引による急激な土地の値上がりは現在のところ見受けられません。

このような状況を踏まえた今後の土地政策としては、基本的には過密過疎を解消し、国土の均衡ある利用を図ることが必要であると考えております。

当面の対策としては何をやるか。引き続きこの投機的な土地取引を抑制することが大事であります。そして、宅地供給の促進を図ることが何よりも大事であります。

このためには、第一、国土利用計画法の的確な運用を図ります。第二、大都市地域の市街化区域内農地の宅地化の促進をやります。いま法案を出しておるものもその趣旨であります。第三、宅地供給促進のための財政上、金融上の措置の拡充。第四、都市再開発の促進をこの上とも進めます。第五、土地税制の活用等、いろいろ総合的にかつ積極的に推進して、地価の暴騰を防ごうと考えております。

第二の御質問は、大企業はたくさん土地を所有してあるが、それが遊休地となつておつて活用していないじゃないか、こういう御質問でございます。

国土庁が資本金一億円以上の企業について調査したところによれば、昭和五十三年度末において、これらの企業が三大圏の市街化区域内に所有してある販売用土地のうち、造成工事等に着手していないものは必ずしも多くはない、わりあい少ないのであります。また、昭和四十九年以降の企業の販売用土地の状況を見ますと、取得を上回る売却が行われておるといふ結果も出ております。これから見ると、総じて企業が保有しておる販売用土地は、宅地として供給されつつあると考えるのが妥当であると考えます。

なお、未利用のまま残されておるような土地につきましても、適正な価格で供給されるよう、国土利用計画法による遊休土地制度の活用、届出制度の確実な運用、土地利用転換計画の策定の推進等の施策を総合的にいろいろ実施してまいり所存でございます。

第三の御質問は、農住組合と宅地並み課税との関係、それらについての結果等について御質問がございました。

それで、本法案は、市街化区域農地に係るいわゆる宅地並み課税と直接関連を有するものではございません。

昭和五十七年度以降の宅地並み課税の取り扱いにつきましては、昭和五十五年度の税制改正に関する政府の税制調査会の答申がございまして、その線の沿うて、答申の趣旨を生かしてやりたいと思つております。

昭和五十五年十月十七日 衆議院会議録第六号

るところでございます。

以上、お答えいたします。(拍手)

○議長(福田一君) 鳥居一雄君。

「鳥居一雄君登壇」

○鳥居一雄君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました農住組合法案の趣旨説明に対し、質疑を行うものであります。

この農住組合法案は、三大都市圏の市街化区域内農地について、営農の継続を図りつつ円滑な住宅地等への転換を図るため、市街化区域内の農地所有者等が農住組合を設立し、土地区画整理事業と土地改良事業が並行して行えるようにしようとする内容のものであります。

今日の深刻な住宅事情の打開策の一環として、この法案の趣旨は是とするものであります。その運用に際しましては、土地税制や地価対策等との連動した効果的な対応がなされなければ、期待する成果は望めないと思つております。

さて、まず第一は、農住組合の設立へ参加する農業者と宅地の供給見通しについてであります。

この法案には強制力がないため、農住組合の設立に参加するかどうかは農業者の自由意思に任されております。したがって、仮に現状のまま農業を続けるために参加しないと思ふ表示をすれば、話は全く進展しないこととなります。また、一件二ヘクタール以上のうち、その半分を宅地に転用することにしてはいるために、大規模な宅地開発がむずかしくなり、かえつて市街地のスプロール化に拍車をかけるおそれもあるわけでありまして、そのため、農住組合では、狭い農地を交換分合してスプロール化を防ぐとともに、農業経営の効率化を目指すことになっておりますが、先祖代々受け継いできた自分の農地への愛着は非常に強く、円滑に進展するかなは疑問であります。

政府は、このような状況のもとで、農業者の理解と協力を得てどのぐらいの農住組合の設立と、それによってどれぐらいの宅地供給を見込んでい

るのか、伺いたないのであります。

第二は、農住組合の供給する賃貸住宅が、国民の要求を満たし、居住水準の引き上げにどれほど貢献するかというところであります。

現在、農業者等の賃貸住宅建設に対する助成策としては、農地保有者等賃貸住宅建設利子補給制度あるいは特定賃貸住宅建設利子補給制度などがありますが、住宅に困窮している国民が望んでいる良好な、ゆとりのある賃貸住宅の供給促進策として果たして十分であるか、疑問であります。たとえ良好なゆとりある賃貸住宅が供給されるとしても、高家賃では国民の期待にたえられないのではないかと危惧するものであります。

したがって、この際、賃貸住宅の家賃については、公営住宅融資や利子補給等を行うことと引きかえに、家賃抑制条件を義務づけるべきではないかと思つております。さらに、家賃補助制度や家賃控除制度等を拡充して、公共賃貸住宅の入居者との間にも不公平を生まないような十分な配慮をしながら、適正な家賃負担システムを確立すべきではないかと思つておりますが、建設大臣のお考えをお伺いいたします。

第三は、農住組合法の運用と宅地並み課税の問題についてであります。

経済学者や専門家等の分析によると、農業者は、宅地開発や賃貸住宅の経営などふなれた仕事に乗り出すよりも、現状の農地のまま保有しておいた方が有利で安全であると考える者が多いと言われております。そして、政府がねらうところの宅地供給促進の効果を上げるためには、対象地域の市街化区域内農地に対して宅地並み課税を完全実施することが不可欠であるとも指摘をいたしております。

ことし五月の国土利用白書によると、市街化区域内農地は全国で二十二万一千ヘクタールに上り、そのうち特に宅地不足の深刻な三大都市圏にも九万五千ヘクタールあるとのことでありまして、一方、わが国の新規宅地需要は、三全総による

と、昭和五十一年から六十五年までの十五年間に全国で十九万ヘクタールとのことでありまして、すなわち、単純計算によれば、市街化区域内農地だけで十五年間の新規宅地需要を十分賄えることになりまして。

そこで、まず国土庁長官にお伺いしたいのであります。長官は去る十月三日の閣議後の記者会見において、「五十七年度から宅地並み課税を完全実施する。今度こそやらねばならないだろう」という発言されたことと報道されておりますが、この真意のほどを改めてお伺いをいたします。

さらに、宅地並み課税の所管大臣である自治大臣はどうお考えであるか、あわせて伺うものであります。

わが党は、市街化区域内農地の宅地化促進のために、住宅事情の深刻な三大都市圏において選択的宅地並み課税制度の導入を提言いたしております。

これを簡単に申し上げると、一つには、宅地並み課税を全く行わないかわりに、半永久的に農地のままにしておくことを義務づけ、宅地転用を禁止していく。二つには、農地の宅地転用も譲渡先も制限しないかわりに、宅地並み課税を完全実施する。この二つのどちらかを農業者が自由に選択していただくというものであります。

このように柔軟性のある選択的宅地並み課税制度の導入について、建設大臣並びに自治大臣の御見解を伺うものであります。

第四は、都市計画法に基づく市街化区域の線引きの見直しについてであります。

建設省は、宅地供給促進のためという大義名分のもとに、市街化区域と市街化調整区域の線引きの基準を大幅に改め、市街化区域の拡大を図うとしております。しかし、市街化区域内にまだ大量の農地が残存している現状のもとで市街化調整区域の開発を先行させることは、本末転倒と言わなければなりません。また、優良農地の維持確保という観点からも望ましくはありません。しかも、線引きの権限をゆだねられている地方

農住組合法案の趣旨説明に対する鳥居一雄君の質疑

昭和五十五年十月十七日 衆議院會議録第六号

農住組合法案の趣旨説明に対する鳥居一雄君の質疑

自治体の大半は、基本的には宅地開発を抑制しようとしていますが、このように、地方自治体の協力を得られるという担保もない市街化区域の拡大は、一層のスプロール化を招くだけではないかと思ふのであります。

これらの疑問点について、建設大臣はどのように対処されるお考えか、伺いたいののであります。

第五は、農住組合法と地価の問題についてであります。

農住組合法に基づいて宅地化を効果的に進めるためには、地価の安定が前提であります。しかるに、さきに国土庁が発表した基準地価調査結果によると、地価は依然として高騰を続けております。中でも住宅地価は、この一年間に全国平均で一・五％、昨年の八・五％を大幅に上回っております。しかも、実際に取引されている実勢価格は、この数値よりもはるかに高値であるとも指摘されております。

ところが、近年のこのような異常な地価高騰に対し、国土利用計画法に基づく規制区域の指定、これは必要に応じて総理大臣も指定を指示できるようになっているにもかかわらず、全く行われておりません。

この際、地価抑制のため、規制区域の指定を機動的に行えるような、法改正を含めて、運用方法の再検討をしてはどうか、総理大臣並びに国土庁長官の確固たる御決意をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣鈴木善幸君登壇〕

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) 地価の問題、土地政策の基本についてお答えをいたします。

地価の動向につきましては、政府としても十分注意を払っておるところでございます。いよいよも地価の高騰がなされないように、私も全力を挙げて総合的な施策を今後展開をしてみたいと考えております。

最近の地価の上昇の要因をいたしましては、交通施設の整備などによる影響もございます。効用

増という面もありますが、主因はやはり宅地の需給の不均衡であると考えております。

したがって、当面の土地対策をいたしましては、引き続き積極的な土地取引を厳に抑制する、また、宅地の供給の促進を図るためにあらゆる施策を進める考えでございますが、本日提案をいたしておりますところの農住組合法案、これもこの中におけるきわめて重要な役割を担うものでございますから、早急に御審議の上御可決をいただきますように御協力をいたしたい、こう思うわけでございます。

また、基本的には、やはり国土の均衡ある発展を図っていく、そして過密過疎を解消する。こういうことにあると思っておりますので、今後そのような政策展開を私もやる所存でございます。(拍手)

〔国務大臣(齊藤滋与史君)登壇〕

○国務大臣(齊藤滋与史君) お答えいたします。

私には、農住組合法についての御質疑、それから、公明党さんが提案されております三大都市圏における選択的宅地並み課税についての所見、さらには線引きの問題についてであります。

いま出されておる農住組合法をこれから御審議を願うわけであります。基本的なことにございましては、ただいま総理からもお話がありました。その基本的な御意思のもとに私たちはこの問題について取り組み、御理解をいただき、法案をひとつ通していただいて、住宅、宅地政策の万全を期したい、このように考えておるところであります。

御指摘のように、現行の農住制度、特貸制度では十分でない、これを何とか義務づけて、なお新たにシステムを確立すべきではないかというような御意見のようでありましたけれども、御案内のように、現行の農住制度、特貸制度は、利子補給期間中の家賃について抑制を義務づけ、適正な家賃となるよう図っているところであります。

賃貸住宅対策をいたしましては、民間供給と公共賃貸住宅供給、それぞれ役割を分担していくことがよろしいものと考えております。

これからの住宅問題として、居住水準の向上、住宅の促進を図っていく上で、この現在の制度にどのような方法でなお肉づけ等々をして進めていくかということが問題になっていくかと思ひますけれども、とにかく、都市の勤労者向けの賃貸住宅供給としての相応の役割は果たすものと私は考えております。

なお、低所得者の方々への低廉な家賃の賃貸住宅としては、公営住宅等の公的賃貸住宅の直接供給をもっていくことがよろしいのじやなかろうか、そのことの対応の方がよろしいと考えております。現在の居住制度に家賃補助、税制上の家賃控除等の措置を直ちにこの農住組合法に基づいて対応に重ねるといふことは、現段階では必ずしも適当でないと考えております。

次に、選択的宅地並み課税制度の導入についてでございますが、後ほど所管大臣である自治大臣から答弁があるかと思ひます。御指摘のような意見を含め、関係方面の意見を十分に参考にしつつ検討を行ってまいりたいと思ひます。

宅地並み課税につきましては、やはり所管の国土庁長官からお話があるかと思ひますので、私から重ねて申し上げることはなく、所管大臣からお願いをいたします。

線引きの問題でございますけれども、御案内のように線引きは五年目ごとに見直しということでありまして、昨今の特に宅地、住宅事情を考えたときに、何とかこれに指針、基準をお示ししてこの問題の早期解決を図りたいということから、通達を出したわけであります。

もとより、市街化区域内の空地、遊休地、調整区域内の土地等々の利用については知事権限に任されておるわけでありますけれども、地方によつてはこの通達に反応を示す、あるいは反対される方もおられるわけでありますけれども、それは事情に即して、私たちの意図するところをくまなく、何とか住宅、宅地問題を解決したいという意図のもとに示された基準でございますので、そ

ういうようなことでひとつ御理解をいただき、御協力をお願い申し上げる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣(原健三郎君)登壇〕

○国務大臣(原健三郎君) 鳥居先生にお答え申し上げます。

私に対する質疑は三つあります。

その第一は、農住組合の設立の見込み数、宅地供給の見込みは幾らあるのか、その見込みについて御質問がございました。

御承知のように、農住組合の制度は、大都市地域において、市街化区域内農地の所有者等が自発的な意思に基づき設立する農住組合の事業活動を通じて、宅地供給の拡大を図ろうとするものであります。したがって、農住組合の設立の見込み数であるとか、さらにまた、宅地供給の見込みの量であるとかいうのをいま直ちにこれを予測することは、非常に困難でございます。

しかし、本制度は、大都市地域における市街化区域内農地の現状と農地所有者等の意向を十分踏まえた上で、さらに必要に応じて、当面の営農の継続を図りつつ、進んで宅地の造成、住宅、利便施設の建設、管理等を総合的かつ一体的に行おうとするものであります。でありますから、宅地供給の促進に相当の効果があり、相当の宅地が出てくるものと予測しておるところでございます。

第二の質問は、宅地並み課税に関してどういふふうにするのかということでございます。これは非常にデリケートなものですから、少し詳しく申し上げます。

市街化区域農地に対するいわゆる宅地並み課税についてはありますが、これは、昭和五十五年度税制改正に関する政府の税制調査会の答申が出ております。その昭和五十五年の税制改正の答申に従ってやろうと思っております。細かく規定して答申が出ております。その答申を読んでもみますと、こんなのであります。

三大都市圏内の特定の都市の市街化区域農地

に係る昭和五十七年度分以降の固定資産税及び都市計画税については、長期にわたり営農を継続する意思のある者に対する配慮を行うなど必要措置を講じつつ、新たにC農地を課税の適正化措置の対象に加えるとともに現在課税の適正化措置が講じられているA農地及びB農地に対する課税を強化するため、十分な検討を行うべきである。

第三の質問は、国土利用計画法に基づく規制区域制度の運用についてであります。

いわれる規制区域制度の運用をもっと活発にやれという御趣旨でございますが、制度発動の要件である投機的な土地取引が行われている徴候は現在のところございません。でありますから、当面、規制区域指定の必要はないものとわれわれは見えております。

しかしながら、全然やらないというのではなく、今後の土地取引及び地価の動向についてはなお注意を要するものがありますので、引き続き監視を徹底させ、もし必要がある場合においては機動的に指定を行うという考えを持っておるものであります。本制度の運用に万全を期していく考えでございます。

なお、制度の改正をやる考えはあるかということですが、投機という異常事態がないのにそういう規制を強化するというようなことは、かえって健全な土地取引を混乱させ、必要な土地供給を阻害すると考えられますので、慎重に対処してまいりたいと考えておるところであります。(拍手)

昭和五十五年十月十七日 衆議院会議録第六号

〔国務大臣石破二朗君登壇〕

○国務大臣(石破二朗君) お答えいたします。

私に対する御質問は、市街化区域内における農地の宅地並み課税強化について、地方税所管大臣としてどう考えるかという点と、さらに、公明党の御提案になっております税制についての所見いかんということであつたと思うのですが、地方税を所管します自治省といたしましては、市街化区域内の農地の課税を強化しますことは、そう大した額ではありませんけれども、苦しい財政事情のもとにおきましては賛成であります。(発言する者あり)賛成であります。

しかしながら、御承知のとおり、日本の大都市の人口一人当たりの公園面積、農地ではありませんが、公園面積でありますけれども、東京の二十三区とニューヨークあるいはロンドンと比較してみますと、それぞれ二十分の一、三十分の一という比率で、東京の公園面積は低いわけでありまして、もちろん自治省は直接の権限はありませんけれども、地域の住民が良好な環境のもとで生活していただくようにすることが自治省の所管の一つと思っております。

したがって、そういう見地からしますと、公園と農地は違いますが、できれば補助金でも差上げて保管してほしくいらいの土地であります。(拍手)幾らかでも緑地が残るといふことは賛成でありますけれども、しかしながら、今日の宅地価格の上昇、特に三大都市圏におきまして宅地の値上がり等は放置することを許しませんし、昨年暮れに税制調査会が答申になりました趣旨からいたしまして、農地の宅地並み課税の強化、これは地方税の増収にもつながることでもあります。十分尊重し検討してまいりたいと思っております。

なお、公明党御提案のいわば選択的課税についてでありますけれども、十分の検討をいたしておりますが、若干の疑問点なしとしませんけれども、アイデアとしては尊重すべきものと思っております。

ます。せっかく慎重に検討させていただきたいと思っております。(拍手)

○議長(福田一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十八分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 鈴木 善幸君
厚生大臣 園田 直君
建設大臣 齊藤滋与史君
自治大臣 石破 二朗君
国務大臣 原 健三郎君
出席政府委員
国土庁土地局長 山岡 一男君

○朗読を省略した議長の報告

(政府委員承認)

一、去る七日、福田議長は、鈴木内閣総理大臣申し出の、次の者を第九十三回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣審議官 勝川 欣哉
内閣総理大臣官房総務審議官 小島 弘仲
内閣総理大臣官房政策室長 和田 善一
総理府人事局長 森 卓也
警察庁刑事局長 谷口 守正
行政管理局長官官房審議官 林 伸樹
北海道開発庁計画監理官 富士野昭典
防衛庁長官官房防衛審議官 西廣 整輝
経済企画庁調整局審議官 廣江 運弘
経済企画庁物価局審議官 齋藤 成雄

経済企画庁総合計画局 審議官兼物価局審議官 戸田 博愛

科学技術庁長官官房審議官 高岡 敬展

科学技術庁原子力安全局長 後藤 宏

環境庁企画調整 局環境保健部長 七野 護

国土庁長官官房審議官 柴田 啓次

法務大臣官房審議官 水原 敏博

法務大臣官房司 法法制調査部長 枇杷田泰助

外務大臣官房審議官 山田 中正

外務大臣官房参事官 渡辺 幸治

外務大臣官房調査企画部長 秋山 光路

外務省経済局長 羽澄 光彦

大蔵大臣官房審議官 水野 繁

大蔵大臣官房審議官 梅澤 節男

大蔵省理財局長 矢澤富太郎

大蔵省国際金融局長 吉田 正輝

厚生大臣官房審議官 宮本 保孝

同 大蔵省理財局長 榎崎 泰昌

同 同 大場 智満

同 同 幸田 正孝

同 同 吉原 健二

農林水産大臣官房技術審議官 山村 勝美

農林水産大臣官房審議官 矢崎 市朗

同 同 高畑 三夫

同 同 柴田 益男

同 同 神谷 和男

同 同 植田 守昭

同 同 真野 温

通商産業省通商政策局長 児玉 勝臣

資源エネルギー庁 長官官房審議官 石月 昭二

運輸大臣官房総務審議官 角田 達郎

運輸大臣官房観光部長 永光 洋一

運輸省鉄道監督 局国有鉄道部長

朗読を省略した議長の報告

昭和五十五年十月十七日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

運輸省航空局長 松井 和治 郵政大臣官房経理部長 澤田 茂生 労働大臣官房審議官 松井 達郎 同 倉橋 義定 建設省住宅局参事官 松谷 蒼一郎 自治大臣官房審議官 矢野 浩一郎 同 川俣 芳郎 自治省行政局公務員部長 宮尾 盤 自治省行政局選挙部長 大林 勝臣 (政府委員任命) 一、去る七日、鈴木内閣総理大臣から福田議長あて、七日議長において承認した勝川欣哉外五十名を同日第九十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。 (応召議員) 一、去る九日以後、召集に応じた議員は次のとおりである。 北海道第五区選出 島田 琢郎君 (九日) 秋田県第一区選出 佐々木義武君 熊本県第一区選出 野田 毅君 (以上十三日) (理事補欠選任) 一、去る十五日、建設委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。 理事 中村 茂君 (理事伊賀定盛君去る八日委員辞任につきその補欠) (常任委員辞任及び補欠選任) 一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 法務委員 辞任 山花 貞夫君 補欠 伊賀 定盛君 建設委員 辞任 伊賀 定盛君 補欠 山花 貞夫君 一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	内閣委員 辞任 上草 義輝君 補欠 荒松清十郎君 小波 三郎君 補欠 濵谷 直藏君 大原 一三君 補欠 正示啓次郎君 川崎 二郎君 補欠 武藤 嘉文君 荒松清十郎君 補欠 上草 義輝君 濵谷 直藏君 補欠 小波 三郎君 正示啓次郎君 補欠 大原 一三君 武藤 嘉文君 補欠 川崎 二郎君 大蔵委員 辞任 正森 成二君 補欠 不破 哲三君 文教委員 辞任 小杉 隆君 補欠 伊藤 公介君 伊藤 公介君 補欠 小杉 隆君 商工委員 辞任 伊藤 公介君 補欠 小杉 隆君 伊藤 公介君 補欠 小杉 隆君 建設委員 辞任 小杉 隆君 補欠 伊藤 公介君 小杉 隆君 補欠 伊藤 公介君 予算委員 辞任 小野 信一君 補欠 横路 孝弘君 横路 孝弘君 補欠 小野 信一君	小里 貞利君 補欠 濵谷 直藏君 鹿野 道彦君 補欠 正示啓次郎君 堀崎 潤君 補欠 荒松清十郎君 渡辺 省一君 補欠 武藤 嘉文君 小野 信一君 補欠 横路 孝弘君 東中 光雄君 補欠 松本 善明君 野口 幸一君 補欠 野坂 浩賢君 懲罰委員 辞任 東中 光雄君 補欠 松本 善明君 松本 善明君 補欠 東中 光雄君 地方行政委員 辞任 池田 淳君 補欠 荒松清十郎君 白井日出男君 補欠 宇野 宗佑君 小波 三郎君 補欠 小波 三郎君 亀井 静香君 補欠 海部 俊樹君 荒松清十郎君 補欠 池田 淳君 宇野 宗佑君 補欠 白井日出男君 小波 三郎君 補欠 小波 三郎君 海部 俊樹君 補欠 亀井 静香君	社会労働委員 辞任 大橋 敏雄君 補欠 矢野 純也君 矢野 純也君 補欠 大橋 敏雄君 建設委員 辞任 井上 普方君 補欠 横路 孝弘君 横路 孝弘君 補欠 井上 普方君 科学技術委員 辞任 和田 一仁君 補欠 佐々木良作君 佐々木良作君 補欠 和田 一仁君 予算委員 辞任 荒松清十郎君 補欠 片岡 清一君 宇野 宗佑君 補欠 近藤 元次君 小波 三郎君 補欠 近藤 元次君 海部 俊樹君 補欠 椎名 素夫君 濵谷 直藏君 補欠 中村 靖君 橋本龍太郎君 補欠 村岡 兼造君 原田 憲君 補欠 石川 要三君 藤田 義光君 補欠 小林 進君 大原 亨君 補欠 新盛 辰雄君 野口 幸一君 補欠 井上 普方君 横路 孝弘君 補欠 大橋 敏雄君 矢野 純也君 補欠 和田 一仁君 佐々木良作君 補欠 藤田 義光君 片岡 清一君 補欠 荒松清十郎君 濵谷 直藏君 補欠 濵谷 直藏君 近藤 元次君 補欠 小波 三郎君 近藤 元次君 補欠 海部 俊樹君 椎名 素夫君 補欠 宇野 宗佑君 白川 勝彦君 補欠 橋本龍太郎君 中村 靖君 補欠 原田 憲君 村岡 兼造君 補欠 横路 孝弘君 井上 普方君 補欠 大原 亨君 新盛 辰雄君 補欠 野坂 浩賢君
---	--	---	---

昭和五十五年十月十七日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長長の報告

大橋 敏雄君 矢野 絢也君 和田 一仁君 佐々木良作君 正森 成二君 不破 哲三君 柿澤 弘治君 河野 洋平君 議院運営委員 補欠	野坂 浩賢君 野口 幸一君 一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 社会労働委員 補欠	石原健太郎君 木村 守男君 木村 守男君 石原健太郎君 農林水産委員 補欠	木村 守男君 石原健太郎君 石原健太郎君 木村 守男君 議院運営委員 補欠	狩野 明男君 粕谷 茂君 北口 博君 栗山 明君 甘利 正君 田島 衛君 粕谷 茂君 狩野 明男君 栗山 明君 北口 博君 田島 衛君 甘利 正君	一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 補欠	田澤 吉郎君 粕谷 茂君 地方行政委員 補欠	池田 淳君 福永 健司君 福永 健司君 池田 淳君 文教委員 補欠
通信委員 補欠 福永 健司君 原田昇左右君 原田昇左右君 福永 健司君 科学技術委員 補欠	和田 一仁君 高橋 高望君 高橋 高望君 和田 一仁君 予算委員 補欠	越智 伊平君 田澤 吉郎君 決算委員 補欠	山口 敏夫君 和田 一仁君 山口 敏夫君 和田 一仁君 一、昨十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 補欠	川崎 二郎君 太田 誠一君 河野 洋平君 田島 衛君 河野 洋平君 田島 衛君 田島 衛君 河野 洋平君	今枝 敬雄君 中野 四郎君 上村千一郎君 葉梨 信行君 太田 誠一君 八田 貞義君 亀井 静香君 牧野 隆守君 今枝 敬雄君 上村千一郎君 葉梨 信行君 太田 誠一君 八田 貞義君 亀井 静香君	社会労働委員 補欠	金子 岩三君 石井 一君
小坂徳三郎君 村岡 兼造君 友納 武人君 粕谷 茂君 中尾 栄一君 原田昇左右君 中野 四郎君 加藤 紘一君 丹羽 雄哉君 奥田 幹生君 葉梨 信行君 森 美秀君 八田 貞義君 片岡 清一君 牧野 隆守君 橋本龍太郎君 大橋 敏雄君 草川 昭三君 石井 一君 金子 岩三君 奥田 幹生君 丹羽 雄哉君 加藤 紘一君 中野 四郎君 片岡 清一君 友納 武人君 橋本龍太郎君 八田 貞義君 草川 昭三君 牧野 隆守君 金子 岩三君 中尾 栄一君 丹羽 雄哉君 小坂徳三郎君 奥田 幹生君 葉梨 信行君 森 美秀君 大橋 敏雄君 村岡 兼造君 粕谷 茂君 原田昇左右君 中野 四郎君 加藤 紘一君 中尾 栄一君 奥田 幹生君 丹羽 雄哉君 葉梨 信行君 八田 貞義君 橋本龍太郎君 片岡 清一君 草川 昭三君 牧野 隆守君 金子 岩三君 上村千一郎君 葉梨 信行君 太田 誠一君 八田 貞義君 亀井 静香君	理事 谷 洋一君 (理事関谷勝嗣君去る十五日委員辞任につきその補欠)	一、昨十六日、物価問題等に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。	予算委員 補欠	大橋 敏雄君 草川 昭三君 大橋 敏雄君 草川 昭三君 大橋 敏雄君 草川 昭三君	植竹 繁雄君 小坂徳三郎君 植竹 繁雄君 小坂徳三郎君 植竹 繁雄君 小坂徳三郎君	安全保障特別委員 補欠	木村 俊夫君 後藤田正晴君
(特別委員辞任及び補欠選任) 一、去る八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 補欠	毛利 松平君 三塚 博君 伊賀 定盛君 関 晴正君 渡辺 三郎君 戸田 菊雄君 平石磨作太郎君 武田 一夫君 木村 守男君 石原健太郎君 三塚 博君 毛利 松平君 関 晴正君 伊賀 定盛君 戸田 菊雄君 渡辺 三郎君 武田 一夫君 平石磨作太郎君 石原健太郎君 木村 守男君	一、去る十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 補欠	三浦 久君 野間 友一君 一、去る十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 補欠	毛利 松平君 植竹 繁雄君 一、去る十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 公職選挙法改正に関する調査特別委員 補欠	谷 洋一君 石井 一君 物価問題等に関する特別委員 補欠	関谷 勝嗣君 谷 洋一君 安全保障特別委員 補欠	木村 俊夫君 後藤田正晴君 一、昨十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

昭和五十五年十月十七日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

瀨長亀次郎君 補欠 利夫君

利夫君 瀨長亀次郎君

(公聴会開会承認)

一、運輸委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る十四日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案

(内閣提出)

一、意見を聞くこととする問題

日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求め。

昭和五十五年十月十四日

運輸委員長 小此木彦三郎

衆議院議長 福田 一殿

(議案提出)

一、去る七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

農住組合法案

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

健康保険法等の一部を改正する法律案

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

一、去る九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案(長谷川正三君外三名提出)

一、去る九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

千九百八十年の食糧援助規約の締結について承認を求めの件

道路運送車両法等の一部を改正する法律案

国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案

案

一、去る十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

日本学校健康会法案

一、去る十五日、議員から提出した議案は次のとおりである。

日本原子力船開発事業団法及び日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(八木昇君外五名提出)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案(八木昇君外五名提出)

一、昨十六日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

優生保護法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

以上二件 地方行政委員会 付託

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

以上二件 大蔵委員会 付託

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

社会労働委員会 付託

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

農林水産委員会 付託

一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

日本学校健康会法案(内閣提出第二二号)

以上三件 文教委員会 付託

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

以上二件 社会労働委員会 付託

国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

通信委員会 付託

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三号)

科学技術委員会 付託

(議案送付)

一、去る十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。

児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案(長谷川正三君外三名提出)

(調査要求承認)

一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る九日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

予算の実施状況に関する事項

二、調査の目的

予算の実施の適正を期するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和五十五年十月九日

予算委員長 小山 長規

衆議院議長 福田 一殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十四日これを承認した。

放送大学学園法案(内閣提出第四号)

部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

日本学校健康会法案(内閣提出第二二号)

以上三件 文教委員会 付託

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

以上二件 社会労働委員会 付託

国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

通信委員会 付託

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三号)

科学技術委員会 付託

(議案送付)

一、去る十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。

児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案(長谷川正三君外三名提出)

(調査要求承認)

一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る九日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

予算の実施状況に関する事項

二、調査の目的

予算の実施の適正を期するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和五十五年十月九日

予算委員長 小山 長規

衆議院議長 福田 一殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十四日これを承認した。

放送大学学園法案(内閣提出第四号)

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
 - 一、行政機構並びにその運営に関する事項
 - 二、恩給及び法制一般に関する事項
 - 三、公務員の制度及び給与に関する事項
 - 四、栄典に関する事項

二、調査の目的

国の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期する等のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十五年十月十四日

衆議院議長 福田 一殿
内閣委員長 江藤 隆美

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
 - 一、国の会計に関する事項
 - 二、税制に関する事項
 - 三、関税に関する事項
 - 四、金融に関する事項
 - 五、証券取引に関する事項
 - 六、外国為替に関する事項
 - 七、国有財産に関する事項
 - 八、専売事業に関する事項
 - 九、印刷事業に関する事項
 - 十、造幣事業に関する事項
- 二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため
- 三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十五年十月十四日

衆議院議長 福田 一殿
大蔵委員長 綿貫 民輔

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
 - 一、厚生関係の基本施策に関する事項
 - 二、労働関係の基本施策に関する事項
 - 三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項
 - 四、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項
 - 二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため
 - 三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
 - 四、調査の期間

本会期中
- 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
- 昭和五十五年十月十四日
- 衆議院議長 福田 一殿
社会労働委員長 山下 徳夫

七、観光に関する事項

八、気象に関する事項

二、調査の目的

右各事項の実情並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十五年十月十四日

衆議院議長 福田 一殿
運輸委員長 小此木彦三郎

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十五日いづれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
 - 一、裁判所の司法行政に関する事項
 - 二、法務行政及び検察行政に関する事項
 - 三、国内治安及び人権擁護に関する事項
 - 二、調査の目的

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため
 - 三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
 - 四、調査の期間

本会期中
- 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
- 昭和五十五年十月十五日
- 衆議院議長 福田 一殿
法務委員長 高鳥 修

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国際情勢に関する事項

二、調査の目的

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十五年十月十五日

衆議院議長 福田 一殿
外務委員長 奥田 敬和

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
 - 一、文教行政の基本施策に関する事項
 - 二、学校教育に関する事項
 - 三、社会教育に関する事項
 - 四、体育に関する事項
 - 五、学術研究及び宗教に関する事項
 - 六、国際文化交流に関する事項
 - 七、文化財保護に関する事項
 - 二、調査の目的

文教行政の実情を調査し、その対策を樹立し、運営を適正ならしめるため
 - 三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
 - 四、調査の期間

本会期中
- 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
- 昭和五十五年十月十五日
- 衆議院議長 福田 一殿
文教委員長 三ツ林弥太郎

昭和五十五年十月十七日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、農林水産業の振興に関する事項
- 二、農林水産物に関する事項
- 三、農林水産業団体に関する事項
- 四、農林水産金融に関する事項
- 五、農林漁業災害補償制度に関する事項

二、調査の目的

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和五十五年十月十五日

農林水産委員長 田邊 國男

衆議院議長 福田 一殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、通信行政に関する事項
- 二、郵政事業に関する事項
- 三、郵政監察に関する事項
- 四、電気通信に関する事項
- 五、電波監理及び放送に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和五十五年十月十五日

通信委員長 佐藤 守良

衆議院議長 福田 一殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、建設行政の基本施策に関する事項
- 二、都市計画に関する事項
- 三、河川に関する事項
- 四、道路に関する事項
- 五、住宅に関する事項
- 六、建築に関する事項
- 七、国土行政の基本施策に関する事項

二、調査の目的

建設行政及び国土行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和五十五年十月十五日

建設委員長 稲村 利幸

衆議院議長 福田 一殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、歳入歳出の実況に関する事項
- 二、国有財産の増減及び現況に関する事項
- 三、政府関係機関の経理に関する事項
- 四、国が資本金の出資している法人の会計に関する事項
- 五、国又は公社が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項

二、調査の目的

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和五十五年十月十六日

科学技術委員長 中村 弘海

二、調査の目的

決算の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和五十五年十月十五日

決算委員長 國場 幸昌

衆議院議長 福田 一殿

一、科学技術委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十六日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、科学技術振興の基本施策に関する事項
- 二、原子力の開発利用とその安全確保に関する事項
- 三、宇宙開発に関する事項
- 四、海洋開発に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和五十五年十月十六日

科学技術委員長 中村 弘海

衆議院議長 福田 一殿

(質問書提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

八二

自衛隊の海外派兵・日米安保条約等の問題に関する質問主意書(稲葉誠一君提出)

一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

薬価基準の改定に関する質問主意書(草川昭三君提出)

(答弁通知書受領)

一、去る七日、内閣から、衆議院議員橋崎弥之助君提出最近の防衛力増強に関する質問に対し、て、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十五年十月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る七日、内閣から、衆議院議員稲葉誠一君提出「靖国神社問題」に関する質問に対し、重要な問題を含んでいるので慎重な検討を要するため、昭和五十五年十月二十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十四日、内閣から、衆議院議員稲葉誠一君提出自衛隊の海外派兵・日米安保条約等の問題に関する質問に対し、各項目について慎重に検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十五年十月二十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

(答弁書受領)

一、去る七日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員森清君提出憲法第九十九条と憲法改正との関係に関する質問に対する答弁書

憲法第九十九条と憲法改正との関係に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十五年九月二十九日

提出者 森 清

衆議院議長 福田 一殿

憲法第九十九条と憲法改正との関係に関する質問主意書

憲法第九十九条は「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と定めているが、他方、憲法は第九十六条をもつて憲法改正の手続を定めているので、憲法第九十九条と憲法改正との関係を明らかにするため、次の二点について政府の法律の見解を求めたい。

一 憲法第九十九条の趣旨はどのようなものか。
二 国務大臣又は国会議員が憲法第九十六条に定める手続による憲法改正について検討し、あるいは主張することは、個人の立場でも、国務大臣又は国会議員の立場でも、憲法第九十九条に定める憲法尊重擁護義務に違反しないと考えるがどうか。
右質問する。

内閣衆議院第三号
昭和五十五年十月七日

衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員森清君提出憲法第九十九条と憲法改正との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員森清君提出憲法第九十九条と憲法改正との関係に関する質問に対する答弁書

一について
憲法第九十九条は、日本国憲法が最高法規であることにかんがみ、天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならない旨を定めたものである。

二について
憲法改正については御指摘のように憲法に手続が定められているから、その手続による憲法改正について検討し、あるいは主張することを憲法自体が認めていることは明らかであつて、このような検討又は主張を行うことと、現在の憲法の規定を遵守し、その完全な実施に努力することは別の問題である。したがつて、国務大臣又は国会議員がこのような検討又は主張を個人の立場で行つても、憲法第九十九条に違反するものではない。

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員草川昭三君提出丸山ワクチンの製造承認申請に係る審査の現況に関する質問に対する答弁書

丸山ワクチンの製造承認申請に係る審査の現況に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和五十五年十月一日

衆議院議長 福田 一殿
丸山ワクチンの製造承認申請に係る審査の現況に関する質問主意書

現況に関する質問主意書
昭和五十五年十一月に、制がん剤として国民の関心と注目を集めている丸山ワクチンの製造承認の申請がなされているが、今なお承認されていない現況にある。

このため、さきの第九十回国会において、「丸山ワクチンの製造承認申請に関する質問主意書」(昭和五十四年十二月五日提出、質問第二号)を提出したところであるが、これに対する政府の答弁書(昭和五十四年十二月十四日受領、答弁第二号)は、何らの説明も加えることなく(説明しても専門的事項は理解できないであろうと勝手に推測し

てか、有効性が確認できないという結論だけを主張している。

私の質問は、政府の行政上のすべての措置は、何人に対しても公正でなければならず、いさゝかの差別も許されないという基本的視点に立脚して、政府の態度とその措置の当否を問うものである。医学的、薬学的論争を試みることは、その主たる目的ではない。しかし、それにしても、さきの政府の答弁は全く容認しがたいものである。従つて、この際あえて私の真意を申し添え、改めてさきの答弁に関する次の事項について質問する。

一 昭和五十二年四月十五日、同年六月十七日、同年七月八日、昭和五十三年八月四日及び同年九月二十一日の中央薬事審議会における丸山ワクチンに係る審査について、それぞれの内容を詳細に説明されたい。

二 中央薬事審議会が「その有効性を確認するにはいまだ資料が不十分である」とする具体的な問題点について、詳細に説明されたい。また、この点についての厚生省当局の見解も併せて伺いたい。

三 中央薬事審議会が、佐藤博士、石田名香雄教授、水野伝一教授、井村裕夫教授、吉井隆博教授等による実験成績を含む提出資料のどの点について「有効性を実証するものである」という判断には至らなかったのか、提出資料を引用して具体的に説明されたい。また、この判断に対する厚生省当局の見解も併せて伺いたい。

四 中央薬事審議会が、昭和五十三年九月以降丸山ワクチンに係る審査を行つておれば、その内容を詳細に説明されたい。また、審査を行つていないのであれば、その理由を説明されたい。

五 さきの答弁において、「免疫療法剤の治療効果は強力なものではなく、他の治療法と併用することにより有効となると考えられている」と述べられているが、だれのどのような見解に基づき判断であるのか、かかる見解を前提とした

審査手続に強い疑念を持つので、特にこの点についての厚生省の明確な見解を伺いたい。

六 免疫療法剤の審査の一層の適正を期するため組織された「研究班」の現在までの検討経過について、詳細に説明されたい。また、この検討経過が丸山ワクチンの製造承認申請とどのような関連を持つものか、説明されたい。

七 さきの答弁において、丸山ワクチンを「免疫療法剤としての審査に切り替えた」という事実はない。と述べられている。従つて、厚生省は丸山ワクチンに関する限り審査基準を今後とも変更する考えはないと了解してよいのか、厚生省の見解を伺いたい。

八 ビシバニール及びクレスチンの申請から製造承認に至るまでの中央薬事審議会における審査の経過及び「いずれも申請された効能についてその有効性が確認された」とされる審査の内容について説明されたい。また、丸山ワクチンについて、ビシバニール及びクレスチンの審査基準に当てはめた場合、どの点に問題があると考えるのか、三者を比較対照して説明されたい。

九 昭和五十四年五月二十四日の衆議院社会労働委員会における私の質疑に対し、本橋政府委員は「クレスチンあるいはビシバニール等につきましては腫瘍縮小効果が見られた」と答弁している。その実例は恐らく発表されているものと思われるので、その詳細を示されたい。

十 厚生省当局は、新医薬品の製造承認に際し従来副作用を伴うものについては原則として承認しない方針であると了解している。一方、この原則の例外として、現在市販されているがん治療剤(免疫療法剤であるビシバニール及びクレスチンを含む)の大多数のものは、副作用を伴うが承認されていると理解している。

これらの事実の認識に相違があれば指摘されたい。

十一 丸山ワクチンが副作用を伴わないことは周知の事実であるが、副作用を伴うほとんどのが

昭和五十五年十月十七日 衆議院會議録第六号

朗読を省略した議長の報告

八四

ん治療剤が、厚生省当局の大原則に合致しないまま承認されている理由を説明されたい、また、承認に際し、新医薬品の有効性と副作用の関係について総合的に評価する基準は何か、説明されたい。

十二 丸山ワクチンの製造承認申請に係る薬事審議会の今後の審査の見通しについて、重ねて厚生省の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆議九三第四号

昭和五十五年十月九日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員草川昭三君提出丸山ワクチンの製造承認申請に係る審査の現況に関する質問に対して、別紙答弁書を送付する。

【別紙】

衆議院議員草川昭三君提出丸山ワクチンの製造承認申請に係る審査の現況に関する質問に対する答弁書

一について

「SSM注射液」の製造承認に係る中央薬事審議会における審査の経過及び内容については、先の内閣衆議九〇第二号（昭和五十四年十二月十四日）の一についての1及び2において答弁したとおりであるが、申請者から提出された資料のすべてについて十分な審査が行われたものである。

二について

中央薬事審議会は、臨床試験成績資料、作用機序を裏付ける基礎的研究資料、規格及び試験方法の内容等が不十分であると判断したものであり、厚生省においてもその意見を尊重することとしている。

三について

医薬品の有効性の評価は、申請者から提出された基礎実験、効力を裏付ける試験、臨床試験

等の資料を総合的に審議評価してなされるものであり、中央薬事審議会が佐藤博士等の個別の実験成績を含む提出資料のすべてを審査しても、なお総合的に評価において「SSM注射液」の有効性を確認するには至らなかったものである。

なお、厚生省においても、同会の意見を尊重することとしている。

四について

中央薬事審議会においては、申請者から追加資料が提出された時点で改めて審議をすることとしており、昭和五十五年九月二十二日以降現在に至るまで申請者から追加資料が提出されていないので、同日以降審議を行っていない。

五について

悪性腫瘍に対する免疫療法の治療効果は強力なものではなく他の治療法と併用することにより有効となるとの考えは、今日の関係学会における通説とされており、この見解が現時点における最も適切なものであると考えている。

六について

昭和五十四年七月以降、悪性腫瘍に対する免疫療法の医薬品としての評価の学問的基礎を明確にし、免疫療法の承認審査に資することを目的とした研究が行われ、本年四月にその研究成果が報告された。

また、本研究は、「SSM注射液」の製造承認申請とは直接の関連があるものではない。

七について

医学、薬学等の学問水準に照らし、より適切な抗悪性腫瘍剤の審査基準が確立された場合には、この基準に基づいて審査することができると考えている。

八について

ビシバニールについては、昭和四十八年八月六日、同年十月十日、昭和四十九年二月二十八日、同年六月二十五日、同年九月四日、同年十月十八日及び同年十二月二十五日並びに同年十一月二十日

の八回にわたり、クレスチンについては、昭和五十年十月二十九日、昭和五十一年三月二日及び同年六月十八日の三回にわたり中央薬事審議会において審議され、それぞれについて提出された資料を総合的に評価した結果有効性が認められるとされたものである。

なお、「SSM注射液」についての問題点は、二について及び三について述べたところにより了知された。

九について

御指摘の答弁は、中央薬事審議会の審議において、クレスチン、ビシバニール等には腫瘍縮小効果が認められると評価されたことを踏まえてなされたものである。

十及び十一について

医薬品の製造承認は、その有効性及び安全性を比較衡量の上医療上の価値を判断して行うものであり、抗悪性腫瘍剤についてもその例外とはしていない。

十二について

現在、申請者に対し、更に追加資料の提出を求めており、必要資料が提出された時点で改めて審議されることとなると考えている。

右答弁する。

ソ連強制抑留者の補償に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和五十五年十月三日

提出者 和田 耕作

衆議院議長 福田 一殿

ソ連強制抑留者の補償に関する質問主意書
政府は首題に關し、参議院議員二宮文造君の質問に対し、すぐる大戦における戦中戦後の犠牲については、多かれ少なかれ、国民等しく受忍しなければならなかつたところであり、国に補償する義務があるとは考えていない。しかし、特に一般国民とは違つて特別の措置を要するものについては、一連の措置を講じ、既に終わったものと考え

ている、と答弁している。

しかし本件に關しては、私もソ連抑留者の一人として左記の理由により納得できない。これについては多くの抑留者はもとより、国民的世論の背景もあり、各党間においても前向きな対処がみられるところ、政治的にも法律的にも完結した事実と理解することはできない。

よつて次の点について政府の責任ある見解を受けたい。

一 終戦時の対ソ連關係をみるに、軍人、軍属以外の日本人の被つた損害は、大別して在外財産の喪失と強制労働に伴う諸損害と考えられる。前者については既に「引揚者等に対する特別給付金の支給」によつて一応の措置がみられたのであるが、これとの均衡上、強制労働被害者に対しても何等かの処遇をなすのが、憲法第十四条、平等の原則にかなうものと思料されるがどうか。

二 とりわけソ連抑留者の強制労働は、事実上の賠償責任の肩代りという実体をもつており、この点で一般国民とは異なる特別措置の対象となると考えられるがどうか。

三 ソ連抑留者は六十歳を超える年輩者が多く、これらの人々が養食をさいて奔走されている等の現況よりみて、いたずらにこの問題の解決を遅延させることは心情的にも忍び難いものがある。政府はこの際英断をもつて実態調査費を計上して、可及的速やかに本問題の終結を見べきものと考えられるがどうか。

右質問する。

内閣衆議九三第五号
昭和五十五年十月九日
内閣総理大臣 鈴木 善幸
衆議院議長 福田 一殿
衆議院議員和田耕作君提出ソ連強制抑留者の補償に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員和田耕作君提出ソ連強制抑留者の補償に関する質問に対する答弁書

一について

先の大戦に関しては、戦中戦後を問わず、国民のすべてが、多かれ少なかれ、戦争による各種の犠牲を被つたところであるが、これらのいわゆる戦争犠牲については、国民の等しく受忍しなければならなかつたところである。

しかしながら、政府としては、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦傷病者特別援護法、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律等により、特に一般の国民とは違つて特別の措置を要するものについて必要な援護等の措置を講じているところであり、これら一連の措置をもつて、この種の問題に対する国の措置は終つたものと考へてゐる。

ソ連で強制労働に服せしめられた抑留者についても、これに起因して死亡した者の遺族及びこれに起因して障害を受けた者に対しては、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦傷病者特別援護法により種々の給付を行うなどできる限りの援護等の措置を講じているところである。

二について

ソ連抑留者の強制労働によりソ連が利益を得たという事実があつたとしても、法的にこれが賠償の一形態であるとは考へておらず、また、一について述べたとおり、先の大戦による各種の犠牲については、国民の等しく受忍しなければならなかつたところであり、ソ連抑留者の強制労働について特別の措置を講ずることは考へていない。

三について

一について述べたとおり、この種の問題に対する国の措置は終つたものとして考へており、実態調査の経費を予算に計上することは考へていない。

昭和五十五年十月十七日 衆議院会議録第六号

右答弁する。

一、去る十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員橋崎弥之助君提出最近の防衛力増強に関する質問に対する答弁書

最近の防衛力増強に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和五十五年九月二十九日

提出者 橋崎弥之助

衆議院議長 福田 一殿

最近の防衛力増強に関する質問主意書

最近の防衛力増強にかかわる鈴木内閣及び防衛庁の一連の措置は、シビリアン・コントロールを無視して、なしくずしに既成事実を積み重ね、憲法上の限界がどこにあるかを疑わしめる独走状態にある。

よつて左の事項につき、内閣の基本的見解と方針を明確にされるよう回答を求めらる。

一 本年度より始まつた防衛庁の「中期業務計画」は、未だ国防会議及び内閣の議を経ていない防衛庁限りの内部計画に過ぎない。たとえ「防衛の大綱」にそつた計画とはいへ、具体的には年次計画に匹敵する重要な国の防衛計画である。しかもこの防衛庁限りの内部計画に過ぎない「中期業務計画」が、あたかも国の基本計画として対米折衝の素材になり独り歩きしている事実、シビリアン・コントロール上由々しき問題である。

1 「防衛大綱」の見直しを「中期業務計画」期間中に行うのかどうか。また「中期業務計画」終了後はどうなるのか。

2 「中期業務計画」をあらためて国防会議及び閣議に諮る必要があると思ふが、この点はどうか。

二 いわゆる「オイル・ロード」防衛のため、我が国の領域外で自衛隊が他国と共同して防衛行動

をとることは集団的自衛権の発動として違憲と考へられるが、内閣の見解を問う。

三 憲法前文の精神にかんがみ、少なくとも左の各項は憲法上最低限の歯止めとして堅持されるべきものと考へるが、各項目ごと特に憲法とのかわりを明らかにした理由を附して答えられたい。

- 1 非核三原則の堅持
- 2 海外派兵の禁止
- 3 徴兵令及びこれに類する行為の禁止
- 4 武器禁輸三原則の堅持と武器禁輸措置
- 5 専守防衛の能力と範囲を超える攻撃専用兵器の不保持、例えば、中長距離ミサイル、航空母艦など
- 6 核兵器を含む国際的軍縮の推進
- 7 シビリアン・コントロールの厳守

右質問する。

内閣衆質九三第一号

昭和五十五年十月十四日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員橋崎弥之助君提出最近の防衛力増強に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋崎弥之助君提出最近の防衛力増強に関する質問に対する答弁書

一について

1 政府としては、「防衛計画の大綱」に従つて防衛力の整備に努めているところであるが、現在の防衛力は、同大綱が定める水準にまだ到達していないのが現状である。したがつて、同水準の可及的速やかな達成を図ることが必要であるとしており、今直ちに「防衛計画の大綱」を改正することは考へていない。

2 昭和五十五年度から五十九年度までの主要事業等を見積つた「中期業務見積り」は、防衛庁が、既に国防会議に諮り、閣議にかけて決

定した「防衛計画の大綱」に基づき、毎年度の予算概算要求等を作成するに当たり、その参考とすることを目的として作成した防衛庁限りの資料であるので、国防会議及び閣議の了承を得なかつたものである。

二について

質問が、我が国の領域外の海上交通路において、我が国以外の国に対する武力攻撃に対処するため、自衛隊が当該国と共同して武力行使をすることができるといふ意味であれば、このような自衛隊の行動は、集団的自衛権の行使であり、憲法の認めているところではないと考へている。

三について

1 政府は、憲法上保有を禁じられていない核兵器を保有しないことを含めていわずに非核三原則を堅持しているところである。

2 「いわゆる海外派兵とは、一般的にいへば、武力行使の目的をもつて武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することである」と定義づけるとすれば、このような海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであつて、憲法上許されないと考へている。

3 徴兵令及びこれに類する行為とは、いわゆる徴兵制度をいうものとして考へられるが、一般に、徴兵制度とは、国民をして兵役に服する義務を強制的に負わせる国民皆兵制度であつて、軍隊を常設し、これに要する兵員を毎年徴集し、一定期間訓練して、新陳交代させ、戦時編制の要員として備えるものをいうと理解しており、このような徴兵制度は、憲法上許されないと考へている。

4 武器の輸出については、それによつて国際紛争を助長することを避けなければならぬとの政策判断の下に、政府としては、従来から、いわゆる武器輸出三原則を設定し、これに加えて、昭和五十一年二月二十七日衆議院

朗読を省略した議長長の報告

昭和五十五年十月十七日 衆議院會議録第六号

予算委員会において、武器輸出についての政府の方針を表明し、これらの原則及び方針に基づいて、極めて慎重に対処してきているところである。政府としては、今後とも、同様に対処していく所存である。

5 政府は、従来から、自衛のための必要最小限度を超えない実力を保持することは、憲法第九条第二項によつて禁じられていないと解しているが、性能上専ら他国の国土の潰滅的破壊のためにのみ用いられる兵器については、これを保持することが許されないと考えている。

6 政府としては、平和憲法の理念に基づき、国際平和の実現のために、国連をはじめとする国際的な場において実現可能な措置を一つ一つ積み重ねていくことが肝要であるとの基本的立場から、核拡散防止と核軍縮を中心とした軍縮の進展を主張していく所存である。

7 民主主義国家においては、政治の軍事に対する優先は確保されなければならないものと考えている。

我が国の現行制度においては、国防に関する国務を含め、国政の執行を担当する最高の責任者たる内閣総理大臣及び国務大臣は、憲法上すべて文民でなければならないこととされ、また、国防に関する重要事項については国防会議の議を経ることとされており、更に国防組織たる自衛隊も法律、予算等について国会の民主的コントロールの下に置かれているのであるから、シビリアン・コントロールの原則は、貫かれているものと考えている。政府としては、このような制度の下に自衛

朗読を省略した議長報告 優生保護法の一部を改正する法律案及び同報告書 八六

隊を厳格に管理しているところであり、今後ともこの点に十分配慮していく所存である。右答弁する。

優生保護法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

昭和五十五年十月十六日

提出者

社会労働委員長 山下 徳夫

優生保護法の一部を改正する法律

優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「昭和五十五年七月三十一日」を「昭和六十年七月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品を、昭和六十年七月三十一日まで、販売することができるとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和五十五年十月七日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

厚生年金保険法等の一部を改正する法律
(厚生年金保険法の一部改正)

第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。
第二十条の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報 酬 月 額
第一級	四五、〇〇〇円	四六、五〇〇円未満
第二級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上
第三級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円未満
第四級	五六、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上
第五級	六〇、〇〇〇円	五四、〇〇〇円未満
第六級	六四、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上
第七級	六八、〇〇〇円	五八、〇〇〇円未満
第八級	七二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上
第九級	七六、〇〇〇円	六二、〇〇〇円未満
第一〇級	八〇、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上
第一級	八六、〇〇〇円	六六、〇〇〇円未満
第一二級	九二、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上
第一三級	九八、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円未満
第一四級	一〇四、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上
第一五級	一〇一、〇〇〇円	七四、〇〇〇円未満
第一六級	一一〇、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上
第一七級	一一八、〇〇〇円	七八、〇〇〇円未満
第一八級	一二六、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上
第一九級	一三四、〇〇〇円	八三、〇〇〇円未満
第二〇級	一四二、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上
第二一級	一五〇、〇〇〇円	八九、〇〇〇円未満
第二二級	一六〇、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上

第二二級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第二三級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第二四級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第二五級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第二六級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上	二二五、〇〇〇円未満
第二七級	二四〇、〇〇〇円	二二五、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第二八級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第二九級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第三〇級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三二〇、〇〇〇円未満
第三一級	三二〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第三二級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第三三級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第三四級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第三五級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	

第三十四条第一項第一号中「千六百五十円」を「二千五百円」に改め、同条第五項中「七万二千円」を「十八万円」に、「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万円」に改める。

第三十八条第二項中「及び第六十二条の二の規定により加算する額」を削る。

第四十二条第一項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同項に次の一号を加える。

五 第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たしている被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものが、第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たすに至つたと

定する被保険者期間を満たすに至つたと

第四十二条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四十三条第五項中「七十歳に達した後においては」を「六十五歳に達したときは」に、「その者の請求により、七十歳を」を「六十五歳に達した」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 被保険者である受給権者が七十歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、七十歳に達した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、七十歳に達した月の翌月から、年金の額を改定する。

第四十五条中、「又は被保険者の資格を取得し

たとき（六十五歳に達した日以後において被保険者の資格を取得したときを除く。）を削る。

第四十六条第一項を次のように改める。

老齢年金は、受給権者である被保険者が六十五歳に達するまでの間は、その支給を停止する。ただし、受給権者である被保険者が六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第十二級までの等級である期間、第十三級から第十七級までの等級である期間又は第十八級から第二十級までの等級である期間があるときは、それぞれ、その期間については、老齢年金の額（加給年金を除く。）の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する部分に限り支給を停止する。

第四十六条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 老齢年金は、六十五歳以上の受給権者が被保険者である間は、その額（加給年金を除く。）の百分の二十に相当する部分の支給を停止する。ただし、六十五歳以上の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに支給する老齢年金については、この限りでない。

第四十六条に次の二項を加える。

4 老齢年金は、その受給権者の配偶者が当該老齢年金の加給年金額の計算の基礎となつてゐる場合であつて、当該配偶者が老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、当該配偶者について計算する加給年金額に相当する部分の支給を停止する。

5 老齢年金は、その受給権者の配偶者が当該老齢年金の加給年金額の計算の基礎となつてゐる場合であつて、当該配偶者が他の公的年金各法に基づき年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は廃疾を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（その全額につき支給を停止されている給付を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、当該配偶者について計算する加給年金額に相当する部分の支給を停止する。

の全額につき支給を停止されている給付を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、当該配偶者について計算する加給年金額に相当する部分の支給を停止する。

第四十六条の三第一項に次の一号を加える。

四 第一号イからニまでのいずれかに該当する被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものが、同号イからニまでのいずれかに該当するに至つたとき。

第四十六条の三第二項及び第三項を削る。

第四十六条の六を次のように改める。

（失権）

第四十六条の六 通算老齢年金の受給権は、受給権者が死亡したとき又は老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

第四十六条の七第一項及び第二項を次のように改める。

通算老齢年金は、受給権者である被保険者が六十五歳に達するまでの間は、その支給を停止する。ただし、受給権者である被保険者の標準報酬等級が第一級から第十二級までの等級である期間、第十三級から第二十級までの等級である期間又は第十八級から第二十級までの等級である期間があるときは、それぞれ、その期間については、通算老齢年金の額の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する部分に限り支給を停止する。

2 通算老齢年金は、六十五歳以上の受給権者が被保険者である間は、その額の百分の二十に相当する部分の支給を停止する。ただし、六十五歳以上の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに支給する通算老齢年金につい

ては、この限りでない。

第五十条第一項第三号中「三十九万六千円」を「五十万六千円」に改める。

第五十四条に次の一項を加える。

3 第四十六条第四項及び第五項の規定は、障害年金について準用する。

第五十九条第一項中「維持したものとする」を「維持し、かつ、次に掲げる要件に該当したものとす」に改め、同項ただし書各号列記以外の部分を削り、同項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 妻については、次のいずれかに該当すること。

イ 四十歳以上であること。

ロ 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、かつ、第三号の要件に該当した子と生計を同じくすること。

ハ 別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にあること。

第五十九条第三項中「子とみなす」を「子とみなし、妻は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす」に改める。

第六十条第二項中「三十九万六千円」を「五十万六千円」に改める。

第六十二条の二第一項第一号中「六万六千円」を「十二万六千円」に改め、同項第二号中「四万八千円」を「十二万六千円」に改める。

第六十三条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 妻の有する遺族年金の受給権は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 第五十九条第一項第一号ロに規定する子

であつて、引き続き妻と生計を同じくし、かつ、遺族年金の受給権を有するものがなくなつたとき。ただし、妻が四十歳以上であるとき、及び妻が受給権を取得した時から引き続き別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にあるときを除く。

二 別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある妻について、その事情がやんだとき。ただし、妻が四十歳以上であるとき、及び当該遺族年金の加給年金額の計算の基礎となつてゐる子があるときを除く。

第六十五条の二 遺族年金は、その受給権者である妻が第六十二条の二第一項各号のいずれかに該当する場合（同項ただし書に該当する場合を除く。）であつて、他の公的年金各法に基づき年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は廃疾を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（その全額につき支給を停止されている給付を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、同条の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

第六十八条の三 第四十六条の三第一項第一号イからニまでを「第四十六条の三第一号イからニまで」に改める。

第八十一条第五項第一号中「千分の九十一」を「千分の百九」に改め、同項第二号中「千分の七十三」を「千分の九十二」に改め、同項第三号中「千分の六十三」に改め、同項第三号中「千分の百三」を「千分の百二十一」に改め、同項第四号中「千分の七十七」に改め、同項第四号中「千分の九十一」を「千分の百九」に改める。

第百三十一条第一項中「行なり」を「行う」に改め、同項第一号ただし書中「及び加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者が老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したとき」

を削り、同項第二号を次のように改める。

二 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者で当該受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得したものであつて、その年金の額が、第四十三条第四項から第六項までのいずれかの規定により改定されたとき。ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。

第百三十一条第二項中「第四十六条の六第三号に掲げる理由」を「通算老齢年金の受給権者が老齢年金の受給権を取得したとき」に改める。

第百三十三条中「第四十六条第一項又は第四十六条の七第一項を」第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の七第一項若しくは第二項に、「こゝを」を「超える」に改める。

附則第十二条第三項を次のように改める。

3 継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間における旧法による第三種被保険者であつた期間とこの法律による第三種被保険者であつた期間とに基づき被保険者期間が十六年以上である被保険者が六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたときも、第一項と同様とする。

附則第十二条第四項を削り、第五項を第四項とする。

附則第十六条第二項中「及び第六十二条の二に定める」を、第六十二条の二及び第六十五条の二に定めるに改め、「及び第六十二条の二の規定により加算する額」を削り、「七万二千元」を

「九万八千四百円」に改める。

附則第二十八条の三第一項に次の一号を加える。

四 第一号イ若しくはロのいずれかに該当する被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものが、同号イ若しくはロのいずれかに該当するに至つたとき。

附則第二十八条の三第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、同条第七項中「第四十六条の六第一号から第三号までの規定に該当したとき、又は」を「死亡したとき、又は老齢年金若しくは」に改め、同項を同条第五項とする。

（厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「この法律による改正後の」を削り、同条第二項中「この法律による改正後の厚生年金保険法第六十三条第一項」を「厚生年金保険法第六十三条第一項及び第二項」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第三条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

等 級	標準報酬		報 酬 月 額
	月 額	日 額	
第一 級	5,000円	1,660円	5,500円未満

第二級	四八,000円	一六,000円	四八,000円以上	五〇,000円未満
第三級	三三,000円	一七,000円	三三,000円以上	三六,000円未満
第四級	二六,000円	一八,000円	二六,000円以上	二八,000円未満
第五級	二〇,000円	二〇,000円	二〇,000円以上	二二,000円未満
第六級	一六,000円	二二,000円	一六,000円以上	一八,000円未満
第七級	一三,000円	二四,000円	一三,000円以上	一五,000円未満
第八級	一〇,000円	二六,000円	一〇,000円以上	一二,000円未満
第九級	八,000円	二八,000円	八,000円以上	一〇,000円未満
第一〇級	六,000円	三〇,000円	六,000円以上	八,000円未満
第一級	六,000円	三〇,000円	六,000円以上	八,000円未満
第一二級	九,000円	三二,000円	九,000円以上	一〇,000円未満
第一三級	一〇,000円	三三,000円	一〇,000円以上	一二,000円未満
第一四級	一〇,000円	三三,000円	一〇,000円以上	一二,000円未満
第一五級	一〇,000円	三三,000円	一〇,000円以上	一二,000円未満
第一六級	一六,000円	三三,000円	一六,000円以上	一八,000円未満
第一七級	二六,000円	四〇,000円	二六,000円以上	三〇,000円未満
第一八級	三三,000円	四〇,000円	三三,000円以上	三六,000円未満
第一九級	四三,000円	四〇,000円	四三,000円以上	四八,000円未満
第二〇級	五〇,000円	五〇,000円	五〇,000円以上	五五,000円未満
第二一級	一〇〇,000円	五〇,000円	一〇〇,000円以上	一五〇,000円未満
第二二級	一七〇,000円	五〇,000円	一七〇,000円以上	二五〇,000円未満
第二三級	二七〇,000円	六〇,000円	二七〇,000円以上	四〇〇,000円未満
第二四級	三九〇,000円	六〇,000円	三九〇,000円以上	五五〇,000円未満
第二五級	五〇〇,000円	六〇,000円	五〇〇,000円以上	七五〇,000円未満
第二六級	七〇〇,000円	七〇,000円	七〇〇,000円以上	一,〇〇〇,000円未満
第二七級	一,〇〇〇,000円	八〇,000円	一,〇〇〇,000円以上	一,五〇〇,000円未満

第二十三条第二項各号を次のように改める。
 一 第五十條第一項第一号若ハ第四号乃至第六号ニ該当シタルニ因リ遺族年金ヲ支給スベキ場合又ハ通算遺族年金ヲ支給スベキ場合ニ於ケル四十歳未満ノ妻但シ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル十八歳未満ノ子又ハ不具廢疾ニ因リ労働能力ナキ子ト生計ヲ同ジクスル妻ヲ除ク
 二 十八歳以上ノ子又ハ孫
 三 六十歳未満ノ夫、父母又ハ祖父母
 四 十八歳以上六十歳未満ノ兄弟姉妹
 第五十條第三項中「第五十條第一項第四号」を「第五十條第一項第一号若ハ第四号」に改め、
 同条第四項中「看做ス」を「看做シ第二項第一号但書ノ規定ノ適用ニ付テハ妻ハ其ノ日ヨリ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡當時其ノ子ト生計ヲ同ジシタルモノト看做ス」に改める。
 第二十三條ノ七第四項中「第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額」の下に「(第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額)」を加える。

第二八級	二〇〇,000円	八〇,000円	二五〇,000円以上	三〇〇,000円未満
第二九級	二〇〇,000円	九〇,000円	二五〇,000円以上	三〇〇,000円未満
第三〇級	二〇〇,000円	一〇〇,000円	二五〇,000円以上	三〇〇,000円未満
第三一級	二〇〇,000円	一〇〇,000円	二五〇,000円以上	三〇〇,000円未満
第三二級	二〇〇,000円	一〇〇,000円	二五〇,000円以上	三〇〇,000円未満
第三三級	二〇〇,000円	一〇〇,000円	二五〇,000円以上	三〇〇,000円未満
第三四級	二〇〇,000円	一〇〇,000円	二五〇,000円以上	三〇〇,000円未満
第三五級	二〇〇,000円	一〇〇,000円	二五〇,000円以上	三〇〇,000円未満
第三六級	二〇〇,000円	一〇〇,000円	二五〇,000円以上	三〇〇,000円未満

第二十七條ノ二第三項中「第四号」を「第一号」に改める。
 第三十四條第五項中「前二項」を「前項」に改め、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第四項を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。
 第一項各号ノ一ニ該当スル被保険者ガ六十歳以上六十五歳未満タル間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ナルモノガ同項各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ニ老齡年金ヲ支給ス
 第三十五條第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「二万六千四百円」を「三万二千八百円」に、「二十九万七千円」を「三十六万九千円」に改める。
 第三十六條第一項中「七万二千円」を「十八万円」に、「二万四千円」を「六万円」に、「四万八千円」を「十二万円」に、「四千八百円」を「二万四千円」に改める。
 第三十七條中「又ハ被保険者ト為リタルトキ(六十五歳ニ達シタル後被保険者ト為リタルトキ

昭和五十五年十月十七日 衆議院會議録第六号 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

キヲ除ク)を削る。

第三十八条第一項を次のように改める。

老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十五歳ニ達スル迄ノ間ハ其ノ支給ヲ停止ス但シ老齢年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十歳以上六十五歳未満タル間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第十二級ノ等級タル期間、第十三級乃至第十七級ノ等級タル期間又ハ第十八級乃至第二十級ノ等級タル期間アルトキハ其ノ期間夫々其ノ額(第三十六条ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ除キタル額)ノ百分ノ二十、百分ノ五十又ハ百分ノ八十二ニ相当スル部分ニ限リ支給ヲ停止ス

第三十八条第二項中「第三十四条第三項を『第三十四条第四項』に改め、同条第三項を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。

老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ガ六十五歳以上ノ被保険者タル間其ノ額(第三十六条ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ除キタル額)ノ百分ノ二十ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス但シ六十五歳以上ノ被保険者ニシテ其ノ者ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ナルモノニ支給スル老齢年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十八条に次の二項を加える。

老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ノ配偶者ガ当該老齢年金ニ付第三十六条第一項ノ規定ニ依リ加給スベキ金額ノ計算ノ基礎ト為リタル場合ニ於テ当該配偶者ガ老齢年金又ハ障害年金(其ノ金額ニ付支給ヲ停止サレタル老齢年金又ハ障害年金ヲ除ク)ノ支給ヲ受クベキトキハ其ノ間当該配偶者ニ付同項ノ規定ニ依リ加給スベキ金額ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ノ配偶者ガ当該老齢年金ニ付第三十六条第一項ノ規定ニ依リ加給スベキ金額ノ計算ノ基礎ト為リタル場合ニ於テ当該配偶者ガ他ノ公的年金各法ニ基

ク年金タル給付其ノ他ノ年金タル給付ノ中老齢、退職又ハ廃疾ヲ支給事由トスル給付テ政令ヲ以テ定ムルモノ(其ノ金額ニ付支給ヲ停止サレタル給付ヲ除ク)ノ支給ヲ受クベキトキハ其ノ間当該配偶者ニ付同項ノ規定ニ依リ加給スベキ金額ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

第三十八条ノ二第二項中「七十歳ニ達シタル後ニ於テハ其ノ者ノ請求ニ依リ七十歳を『六十歳ニ達シタルトキハ六十五歳』に、其ノ請求ヲ為シタル日ノ属スル』を『六十五歳ニ達シタル』に改め、同条第三項を次のように改める。

老齢年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ七十歳ニ達シタルトキハ七十歳ニ達シタル月ノ前月迄ノ被保険者タリシ期間ヲ其ノ老齢年金ノ額ノ計算ノ基礎トスルモノトシ七十歳ニ達シタル月ノ翌月ヨリ老齢年金ノ額ヲ改定ス

第三十九条ノ二第二項に次の一項を加える。

四 第一号イ乃至ニノ何レカニ該当スル被保険者ガ六十歳以上六十五歳未満タル間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ニ該当スルニ至リタルトキ又ハ六十歳以上六十五歳未満ノ被保険者ニシテ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ナルモノガ同号イ乃至ニノ何レカニ該当スルニ至リタルトキ

第三十九条ノ二第二項及び第三項を削る。

第三十九条ノ四を次のように改める。

第三十九条ノ四 通算老齢年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタルトキ又ハ老齢年金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルトキハ其ノ通算老齢年金ヲ受クル権利ヲ失フ

第三十九条ノ五第一項及び第二項を次のように改める。

通算老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十五歳ニ達スル迄ノ間ハ其ノ支給ヲ停止ス但シ通算老齢年金ノ支給ヲ受クル被保険者ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第十二級ノ等級タル期間、第十三級乃至第十七級ノ等級タル

期間又ハ第十八級乃至第二十級ノ等級タル期間アルトキハ其ノ期間夫々其ノ額ノ百分ノ二十、百分ノ五十又ハ百分ノ八十二ニ相当スル部分ニ限リ支給ヲ停止ス

通算老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ガ六十五歳以上ノ被保険者タル間其ノ額ノ百分ノ二十ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス但シ六十五歳以上ノ被保険者ニシテ其ノ者ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ナルモノニ支給スル通算老齢年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十一条第一項第一号ロ中「十九万八千円」を「二十四万六千円」に改め、同条第二項中「三十九万六千円」を「五十五万六千円」に改める。

第四十一条ノ二第一項中「七万二千元」を「十八万円」に、「二万四千元」を「六万円」に、「四万八千元」を「十二万円」に、「四千八百円」を「二万四千円」に改める。

第四十四条ノ三に次の一項を加える。

第三十八条第四項及第五項ノ規定ハ障害年金ニ付テハ準用ス此ノ場合ニ於テ之ノ等ノ規定中「第三十六条第一項」トアルハ「第四十一条ノ二第一項」ト読替フルモノトス

第五十条第一項第四号中「十五年未満」及び「第三十四条第一項第二号又ハ第三号ニ該当スル者ヲ除キ」を削り、同項第五号中「十五年未満」及び「第三十四条第一項第二号又ハ第三号ニ該当スル者ヲ除ク」を削る。

第五十条ノ二第二項第一号ロ中「四万九千五百円」を「六万五千五百円」に改め、同項第三号ロ中「九万九千円」を「十二万三千円」に改め、同条第三項中「三十九万六千円」を「五十五万六千円」に改める。

第五十条ノ三ノ二第一号中「六万円」を「十二万円」に、「八万四千円」を「二十一万円」に改め、同条第二号中「四万八千円」を「十二万円」に改める。

第五十条ノ四第六号中「子」を「夫、子」に改

め、同号を同条第八号とし、同条中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 第二十三条第二項第一号但書ニ該当シタル為遺族年金ノ支給ヲ受クル妻ニ付引続キ其ノ者ト生計ヲ同ジクシ且遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範圍ニ属スル子ナクナツタトキ但シ其ノ者ガ四十歳以上タルトキ及

其ノ権利ヲ有スルニ至リタル当時ヨリ引続キ不具廃疾ニ因リ労働能力ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

六 不具廃疾ニ因リ労働能力ナキ為遺族年金ノ支給ヲ受クル妻ニ付其ノ事情止ミタルトキ但シ其ノ者ガ四十歳以上タルトキ及

其ノ者ガ其ノ権利ヲ有スルニ至リタル当時ヨリ引続キ其ノ者ト生計ヲ同ジクシ且遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範圍ニ属スル子アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十条ノ四に次の一項を加える。

第五十条第一項第一号又ハ第四号乃至第六号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ノ支給ヲ受クル父母、孫又ハ祖父母ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時胎児タル子出生シタルトキハ其ノ支給ヲ受クル権利ヲ失フ

第五十条ノ七ノ二の次に次の一項を加える。

第五十条ノ七ノ三 遺族年金ハ其ノ支給ヲ受クル妻ガ第五十条ノ三ノ二各号ノ一ニ該当スル場合(同条但書ニ該当スル場合ヲ除ク)ニ於テ他ノ公的年金各法ニ基ク年金タル給付其ノ他ノ年金タル給付ノ中老齢、退職又ハ廃疾ヲ支給事由トスル給付テ政令ヲ以テ定ムルモノ(其ノ金額ニ付其ノ支給ヲ停止サレタル給付ヲ除ク)ノ支給ヲ受クベキトキハ其ノ間同条ノ規定ニ依リ加給スル額ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

第五十条ノ八ノ二中「第三十九条ノ二第一項第一号イ乃至ニ」を「第三十九条ノ二第一号イ乃至ニ」に改める。

第五十一条第一項中「第三十四条第三項」を

「第三十四条第四項」に改める。

第五十九条第五項第一号中「千分ノ百八十四」を「千分ノ二百六」に改め、同項第二号中「千分ノ百七十三」を「千分ノ百九十五」に改め、同項第四号中「千分ノ百六」を「千分ノ百二十八」に改める。

第六十条第一項第一号中「千分ノ八十七・五」を「千分ノ九十八・五」に改め、同項第二号中「千分ノ八十二」を「千分ノ九十三」に改める。
別表第三ノ二中「四、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に、「四八、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「五二、八〇〇円」を「一四四、〇〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に改める。

(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)
第四十条 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条第三項中「千六百五十円」を「二千五百円」に改め、同条第四項第一号中「千六百五十円」を「二千五百円」に、「六十九万三千円」を「八十六万千円」に改める。

附則第十七条第一項に次の一号を加える。

四 第一号イ若しくはロのいずれかに該当する被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級であるものが、同号イ若しくはロのいずれかに該当するに至つたとき。

附則第十七条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、同条第七項中「船員保険法第三十九条ノ四第一号から第三号までの規定に該当したとき、又は同法による」を「死したとき、又は船員保険法による老齢年金若しくは」

に改め、同項を同条第五項とする。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第五十条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十条中「第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依り加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々」を削り、「二倍ニ相当スル額」の下に「(第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依り加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額)」を加え、「八万六千四百円」を「九万八千四百円」に改める。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正)
第六十条 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項及び第三項第三項中「であつて六十五歳以上であるもの」を削り、「高齢受給権者」を「受給権者」に改める。

第三条の二第一項及び第四項第一項中「高齢受給権者」を「受給権者」に改める。
第十三条の二第二項中「厚生年金保険法による老齢年金の額」の下に「(加給年金額を除く。)」を加え、同項第一号中「第四十四条の二の規定により」の下に「計算した額(加給年金額を除く。)」を加え、同項第二号中「計算した額と加給金に相当する額との合算額」を削り、同条第二項中「計算した額と加給金に相当する額との合算額」を削り、同項第三号中「第四十四条の二の規定により」の下に「計算した額(加給年金額を除く。)」を加える。

第十四条の前の見出しを削り、同条及び第十五条を次のように改める。

第十四条及び第十五条 削除
第十六条第一項本文中「第二十四級」を「第二十級」に改め、同項ただし書を次のように改め

る。ただし、受給権者が六十歳以上六十五歳未満であるときは、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級である間、又は受給権者が六十五歳以上であるときは、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級以外の等級である間、老齢年金の額(加給金に相当する金額を除く。)につき厚生年金保険法第四十六条第一項又は第二項の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額に相当する部分に限り支給を停止する。

る。

第十八条の見出しを「(老齢年金の調整)」に改める。

第十九条第一項中「及び第三十七条」を削る。
第十九条の三第一項中「第二十二級」を「第二十級」に、「場合においてその支給の停止の解除を申請した者」を「者である」に改め、「第三十九条ノ五第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第二項中「第二十四級」を「第二十級」に、「場合においてその支給の停止の解除を申請した者」を「者である」に改め、「第四十六条の七第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第二十条第一項中「第四十六条第二項」を「第四十六条第一項」に、「第三十八条第二項」を「第三十八条第一項」に、「第五十四条」を「第五十四条第一項若しくは第二項」に改める。

第二十五条の二及び第二十六条中「三十九万六千円」を「五十万六千六百円」に改める。
第七条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四條中「改正後の」を削る。
附則第七條第一項中「改正後の」を削り、「同条第一項第一号イ」を「同条第一号イ」に改める。
附則第八條第一項中「改正後の」を削り、「第

四十六条の三第一項」を「第四十六條の三」に、「同項」を「同条」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者が、六十五歳に達するまでの間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は同表の上欄に掲げる者で、同項各号のいずれにも該当しない六十五歳未満の被保険者であり、かつ、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級であるものの同日以後の被保険者で

四十六条の三第一項」を「第四十六條の三」に、「同項」を「同条」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者が、六十五歳に達するまでの間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は同表の上欄に掲げる者で、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十五歳未満の被保険者であり、かつ、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものの同日以後の被保険者で

附則第十條中「改正後の」を削る。
附則第十三條第一項中「改正後の」を削り、「同条第一項第一号イ」を「同条第一号イ」に改める。

附則第十四條第一項中「改正後の」を削り、「第三十九條ノ二第一項」を「第三十九條ノ二」に、「同項」を「同条」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しない者が、六十五歳に達するまでの間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は同表の上欄に掲げる者で、同項各号のいずれにも該当しない六十五歳未満の被保険者であり、かつ、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級であるものの同日以後の被保険者で

附則第十四條第一項中「改正後の」を削り、「第三十九條ノ二第一項」を「第三十九條ノ二」に、「同項」を「同条」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しない者が、六十五歳に達するまでの間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は同表の上欄に掲げる者で、同項各号のいずれにも該当しない六十五歳未満の被保険者であり、かつ、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級であるものの同日以後の被保険者で

附則第十四條第一項中「改正後の」を削り、「第三十九條ノ二第一項」を「第三十九條ノ二」に、「同項」を「同条」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

昭和五十五年十月十七日 衆議院會議録第六号 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

あつた期間が、それぞれ同表の下欄に規定する期間に達したときも、第一項と同様とする。
(国民年金法の一部改正)

第八条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項第六号中「附則第四十六項」を「附則第四十五項」に改め、同条第五項中「第四十九條の規定を除き」を削る。

第十八條の二中「年金給付」を「給付」に改める。

第十八條の三「第五十二條の二」を「第五十二條の二第一項」に改める。

第二十七條第一項中「千三百円」を「千六百八十円」に改める。

第三十三條第一項ただし書及び第二項並びに第三十八條中「三十九万六千円」を「五十万六千六百円」に改める。

第三十九條第一項中「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万円」に改める。

第三十九條の次に次の一條を加える。

第三十九條の二 第三十八條又は前条第一項の母子年金の額には、当該夫の死亡について公的年金給付であつて政令で定めるものを受け、加算する。

2 前項に規定する加算を行うべき事由が生じ又は当該事由が消滅した場合における母子年金の額の改定は、当該事由が生じ又は当該事由が消滅した日の属する月の翌月から行ふ。

第四十一條第二項中「三分の一」を「五分の二」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

第四十一條に次の一項を加える。

4 母子年金は、前二項に規定する支給を停止すべき事由のいづれにも該当するときは、その間、前二項の規定にかかわらず、第三十九條の二第一項の規定により加算する額と母子年金の額から同項の規定により加算する額を控除した額の五分の二に相当する額(前項に規定する公的年金給付の額が母子年金の額から同条第一項の規定により加算する額を控除した額の五分の二に相当する額に満たないときは、当該公的年金給付の額)とを合算した額に相当する部分の支給を停止する。

第四十一條の四第一項中「及び第三十九條第一項」を、「第三十九條第一項及び第三十九條の二第一項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の場合において、同項に規定する準母子年金のうち一又は二以上の準母子年金について、前条第一項において準用する第三十九條の二第一項に規定する加算を行うべき事由(以下この項において「加算事由」という。)が生じたとき又は加算事由が消滅したときは、加算事由が生じた日又は加算事由が消滅した日の属する月の翌月から、第一項に規定する準母子年金の額を改定する。ただし、同項に規定する準母子年金のうち加算事由が生じ又は加算事由が消滅した当該一又は二以上の準母子年金以外の準母子年金について加算事由がある場合は、この限りでない。

第四十三條中「三十九万六千円」を「五十万六千六百円」に改める。

第四十四條第一項中「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万円」に改める。

第四十九條第一項中「婚姻関係の下に」(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情

にある場合を含む。)を加える。

第五十二條の二に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、死亡一時金は、次の各号のいづれかに該当するときは、支給しない。

一 死亡した者の死亡日においてその者の死亡により母子年金又は準母子年金を受けることができる者があるとき。

二 死亡した者の死亡日において胎児である子がある場合であつて、当該胎児であつた子が生まれた日においてその子の母が死亡した者の死亡により母子年金を受けることができるに至つたとき。

第五十二條の六中「第五十二條の二」を「第五十二條の二第一項」に改める。

第五十八條中「三十六万円」を「三十八万七千六百円」に、「二十四万円」を「二十五万八千円」に改める。

第六十二條中「三十一万二千元」を「三十三万六千円」に改める。

第六十三條第一項中「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万円」に改める。

第六十四條の二中「第四十一條第二項」を「第四十一條第三項」に改める。

第六十四條の五第二項中「第五項まで」を「第四項まで及び第六項」に改める。

第七十七條第一項ただし書中「二十四万円」を「二十五万八千円」に改める。

第七十七條第一項第一号中「五百円」を「六百五十円」に改める。

第七十八條第二項及び第七十九條の二第四項中「二十四万円」を「二十五万八千円」に改める。

第八十七條第三項中「三千三百円」を「四千五百円」に改める。

(国民年金法の一部を改正する法律の一部改正)

第九條 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十六條第二項を次のように改める。

2 前項の規定によつて支給する老齢年金の額は、第二十七條第一項の規定にかかわらず、二十五万九千二百円とする。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第二項中「三十九万六千円」を「五十万六千六百円」に改め、同条第三項中「七万二千円」を「十八万八千円」に、「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万円」に改める。

附則第五條第一項の表を次のように改める。

昭和三十三年三月以前	九・〇七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	八・八八
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	八・七六
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	七・二四
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	六・七〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	六・〇五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	五・五五
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	五・一一

昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	四・四六
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	四・一〇
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	三・九九
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	三・五四
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	二・七〇
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	二・三四
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	一・六六
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	一・四二
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・一六
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・〇六

附則第五條第二項中「昭和五十一年八月一日」を「昭和五十五年六月一日」に、「三万円」を「四万五千円」に改める。

附則第八條第四項中「三十九万六千円」を「五十万六千六百円」に改め、同條第五項中「三万六千円」を「四万五千円」に改める。

附則第十條第一項の表を次のように改める。

昭和三十三年三月以前	九・〇五
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	八・六四
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	八・四〇
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	七・八三
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	六・六三
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	五・八九
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	五・三一
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	四・八一
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	四・五五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	三・九七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	三・七八
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	三・三二

昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	二・六五
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	二・三九
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	一・七一
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	一・四五
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・二三
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・〇五

附則第十條第二項中「昭和五十一年八月一日」を「昭和五十五年六月一日」に、「三万六千円」を「四万五千円」に改め、同條第三項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

附則第十二條第二項中「千三百円」を「千六百八十円」に、「千九百五十円」を「二千五百二十円」に改める。

附則第十四條中「六百五十円」を「八百四十円」に改める。

附則第二十條第二項を次のように改める。

2 前項の規定によつて支給する老齢年金の額は、国民年金法第二十七條第一項の規定にかかわらず、二十五万九千二百円とする。

附則第二十二條第一項中「昭和五十年年度」を「昭和五十四年度」に改める。

附則第二十二條の二を削る。

(児童扶養手当法の一部改正)

第十一條 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五條中「二万六千円」を「二万八千円」に、「二万八千円」を「三万三千円」に、「四百円」を「二千円」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第十二條 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四條中「二万円」を「二万五千円」に、「三万円」を「三万二千三百円」に改める。

第十八條中「八千円」を「八千七百五十円」に改める。

附則

(施行期日等)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一條中厚生年金保険法第八十一條第五項第四号の改正規定及び第三條中船員保険法第五十九條第五項第四号の改正規定は昭和五十五年十一月一日から、第八條中国民年金法第八十七條第三項の改正規定及び附則第五十六條の規定は昭和五十六年四月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一條の規定(厚生年金保険法附則第十六條第二項中「及び第六十二條の二に定める」を、「第六十二條の二及び第六十五條の二に定める」に改める改正規定及び同項中「及び第六十二條の二の規定により加算する額」を削る改正規定を除く。)による改正後の同法第三十四條、第四十二條、第四十三條、第四十五條、第四十六條、第四十六條の三、第四十六條の六、第四十六條の七、第五十條、第五十四條、第六十條、第六十八條の三、第六十三條、第六十三條の三、附則第十二條、附則第十三條及び附則第二十八條の三の規定、第三條の規定による改正後の船員保険法第三十四條

から第三十八条ノ二まで、第三十九条ノ二、第三十九条ノ四、第三十九条ノ五、第四十一条、第四十一条ノ二、第四十四条ノ三、第五十条ノ二、第五十条ノ八ノ二、第五十一条及び別表第三ノ二の規定、第四条の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附則第十六条及び附則第十七条の規定、第五十条の規定(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十二号。以下この条において「法律第七十二号」という。))附則第十條中「第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依り加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々」を削る改正規定及び同条中「二倍ニ相当スル額」の下に「(第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依り加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額)」を加える改正規定を除く。による改正後の同法附則第十條の規定、第六条の規定による改正後の厚生年金保険法及び船員保険法第二條から第四條まで、第十三條の二から第十六條まで、第十八條、第十九條、第十九條の三、第二十條、第二十五條の二及び第二十六條の規定、第七條の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(以下「法律第八十二号」という。))附則第四條、附則第七條、附則第八條、附則第十條、附則第十三條及び附則第十四條の規定、第十條の規定(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号。以下この条において「法律第九十二号」という。))附則第十二條、附則第十四條及び附則第二十條の改正規定を除く。による改正後の同法の規定並びに次條、附則第五條から附則第十四條まで、附則第十九條から附則第二十三條まで、附則第二十五條、附則第二十九條から附則第三十八條まで、附則第四十二條から附則第五十三條まで、附則第六十條、附則第六十一條及び附則第六十三條から附則第六十五條まで

の規定 昭和五十五年六月一日
二 第八條の規定による改正後の国民年金法第五條第五項、第十八條の二、第二十七條、第三十三條、第三十八條、第三十九條、第四十三條、第四十四條、第四十九條及び第七十七條第一項第一号の規定、第九條の規定による改正後の国民年金法の一部を改正する法律附則第十六條の規定、第十條の規定による改正後の法律第九十二号附則第十二條、附則第十四條及び附則第二十條の規定並びに附則第五十四條第一項の規定 昭和五十五年七月一日
三 第一條の規定(厚生年金保険法附則第十六條第二項中「七万二千円」を「九万八千四百円」に改める改正規定を除く。による改正後の同法第三十八條、第六十二條の二、第六十五條の二及び附則第十六條の規定、第三條の規定による改正後の船員保険法第二十三條ノ七、第五十條ノ三ノ二及び第五十條ノ七ノ三の規定、第五條の規定(法律第七十二号附則第十條中「八万六千四百円」を「九万八千四百円」に改める改正規定を除く。による改正後の同條の規定、第八條の規定(国民年金法第四十一條第二項中「三分の一」を「五分の一」に改める改正規定を除く。による改正後の同法第三十九條の二、第四十一條、第四十一條の四、第五十八條、第六十二條、第六十三條、第六十四條の二、第六十四條の五、第六十七條第一項ただし書、第七十八條及び第七十九條の二の規定、第十一條の規定による改正後の児童扶養手当法第五條の規定、第十二條の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四條及び第十八條の規定並びに附則第四條、附則第十五條、附則第十七條、附則第二十八條、附則第三十九條から附則第四十一条まで、附則第五十四條第二項、附則第五十五條第二項、附則第五十七條及び附則第五十八條の規定 昭和五十五年八月一日
四 第一條の規定による改正後の厚生年金保険

法第二十條及び第八十一條第五項第一号から第三号までの規定、第三條の規定による改正後の船員保険法第四條、第五十九條第五項第一号及び第二号並びに第六十條の規定並びに附則第三條及び附則第二十六條の規定 昭和五十五年十月一日
(第一條の規定の施行に伴う経過措置等)
第二條 昭和五十五年五月以前月の分の厚生年金保険法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。
第三條 昭和五十五年十月一日前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(第四種被保険者の資格を有する者を除く。のうちに、同年七月一日から同年九月三十日までの間に被保険者の資格を取得した者又は厚生年金保険法第二十三條第一項の規定により同年八月若しくは同年九月から標準報酬月額が改定された者であつて、同年同月の標準報酬月額が四万二千円以下であるもの又は三十二万円であるもの(当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第一條の規定による改正後の同法第二十條の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。)
2 前項の規定により改定された標準報酬額は、昭和五十五年十月から昭和五十六年九月までの各月の標準報酬とする。
3 標準報酬月額が四万五千円未満である厚生年金保険の第四種被保険者の昭和五十五年十一月以後の標準報酬月額は、厚生年金保険法第二十六條の規定にかかわらず、四万五千円とする。
第四條 昭和五十五年八月一日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。))の前日までの間のいづれかの日において厚生年金保険法第六十二條の二の規定により加算する額が加算されている遺族年金を受ける権利を有する者(同法第

三十八條第一項の規定により当該遺族年金が支給されている者に限る。の当該遺族年金については、引き続き同項の規定により支給される間、第一條の規定による改正後の同法第三十八條第二項中「加給年金」とあるのは、「加給年金額及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第六十二條の二の規定により加算する額」とする。
第五條 第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十二條第一項の規定による老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項第五号中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。
第六條 昭和五十五年六月一日において現に第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十二條第一項第一号から第三号までのいづれかに規定する被保険者期間を満たしている六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級までの等級であるものに対しては、同項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の老齢年金を支給する。
第七條 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による老齢年金又は通算老齢年金の受給権者である被保険者であつて、六十五歳以上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年金については、第一條の規定による改正後の同法第四十三條第五項(同法第四十六條の四第三項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、六十五歳に達した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、年金の額を改定する。
第八條 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による老齢年金又は通算老齢年金の受給権者である被保険者であつて、七十歳以上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年

金については、第一条の規定による改正後の同法第四十三条第六項（同法第四十六条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、七十歳に達した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、年金の額を改定する。

第九條 第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十六條第一項又は第二項の規定による老齡年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同條第一項中「第十二級」とあるのは「第十七級」と、「第十三級から第十七級まで」とあるのは「第十八級から第二十二級まで」と、「第十八級から第二十級まで」とあるのは「第二十三級から第二十五級まで」と、同條第二項中「第二十級」とあるのは「第二十三級」とある。

第十条 昭和五十五年六月一日から施行日の前日

までの間のいずれかの日において厚生年金保険法による老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。）を受ける権利を有する者（その者の配偶者が当該老齢年金又は障害年金の加給年金額の計算の基礎となっており、かつ、当該配偶者が同法による老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。）の支給を受けることができる者に限る。）の当該老齢年金又は障害年金について

は、第一条の規定による改正後の同法第四十六条第四項（第一条の規定による改正後の同法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）中「加給年金額に相当する部分」とあるのは、「加給年金額から七万二千円を控除して得た額に相当する部分」とする。ただし、当該老齢年金若しくは障害年金又はその者の配偶者に支給される同法による老齢年金若しくは障害年金がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第十一条 昭和五十五年六月一日から施行日の前

昭和五十五年十月十七日 衆議院會議録第六号

日までの間のいづれかの日において厚生年金保険法による老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。）を受ける権利を有する者（その者の配偶者が当該老齢年金又は障害年金の加給年金額の計算の基礎となっており、かつ、当該配偶者が第一条の規定による改正後の同法第四十六条第五項（第一条の規定による改正後の同法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）に規定する政令で定める給付（その全額につき支給を停止されている給付を除く。以下この条において「他の公的年金給付」という。）の支給を受けることができる者に限る。）の当該老齢年金又は障害年金については、第一条の規定による改正後の同法第四十六条第五項中「加給年金額に相当する部分」とあるのは、「加給年金額から七万二千円を控除して得た額に相当する部分」とする。ただし、当該老齢年金若しくは障害年金又はその者の配偶者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第十二条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十六条の三の規定による通算老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同条第四号中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第十三条 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による被保険者期間が一年以上であり、かつ、同法による老齢年金を受けるに必要とな被保険者期間を満たしていない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第一条の規定による改正後の同法第四十六条の三第一号イからニまでのいづれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級までの等級であるものに對しては、同条の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同条の通算老齢年金を支給する。

第十四条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十六条の七第一項又は第二項の規定による通算老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同条第一項中「第十二級」とあるのは「第十七級」と、「第十三級から第十七級まで」とあるのは「第十八級から第二十二級まで」と、「第十八級から第二十級まで」とあるのは「第二十三級から第二十五級まで」と、同条第二項中「第二十級」とあるのは「第二十五級」とする。

第十五条 昭和五十五年七月以前の月分の厚生年

金保険法第六十二条の規定により加算する額については、なお従前の例による。

第十六条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第六十三條第二項（同法第六十八條の六において準用する場合を含む。）の規定は、施行日の前日において現に同法による遺族年金又は通算遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金又は通算遺族年金については、適用しない。

第十七条 昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間のいづれかの日において厚生年金保険に加入されている遺族年金（同法附則第十六条において準用する同法第六十二条の規定により加算する額が加算される額が加算されている同法附則第十六

昭和五十六年六月から昭和五十七年五月まで

昭和五十七年六月から昭和五十八年五月まで

昭和五十八年六月から昭和五十九年五月まで

昭和五十九年六月以後の月分

2 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法

第八十一条第五項第二号に定める第二種被保険者の保険料率は、昭和六十年六月以後において

て、同項第一号に定める第一種被保険者の保険料率に達するまで、法律で定めるところによ

報告書

九五

条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金及び寡婦年金の例による保険給付を含むものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く。以下この条において同じ。）を受ける権利を有する者であつて、同日において第一条の規定による改正後の同法第六十五条の二の規定する政令で定める給付（その全額につき支給を停止されている給付を除く。以下この条において「他の公的年金給付」という。）の支給を受けることができるものの当該遺族年金については、第一条の規定による改正後の同法第六十五条の二「加算する額」とあるのは、「加算する額から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十二条の二の規定により加算する額を控除して得た額」とする。ただし、当該遺族年金又はその者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第十八条 次の表の上欄に掲げる月分の厚生年金保険法による保険料率については、第一条の規定による改正後の同法第八十一条第五項第二号中「千分の九十二」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句に、「千分の六十三」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

月分	千分の九十三	千分の六十四
月分	千分の九十四	千分の六十五
月分	千分の九十五	千分の六十六
月分	千分の九十六	千分の六十七

り、段階的に引き上げられるものとする。

第十九条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十二条第三項の規定による老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項中「第二十

青年年金又はその者の配偶者に支給される同法による老齢年金若しくは障害年金がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第三十三條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間のいづれかの日において船員保険法による老齢年金又は障害年金(その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く)を受ける権利を有する者(その者の配偶者が当該老齢年金又は障害年金について同法第三十六條第一項又は第四十一條ノ二第一項の規定により加給すべき金額の計算の基礎となつており、かつ、当該配偶者が第三條の規定による改正後の同法第三十八條第五項(第三條の規定において準用する場合を含む。以下この条において同じ)に規定する政令で定める給付(その全額につき支給を停止されている給付を除く。以下この条において「他の公的年金給付」という)の支給を受けることができる者に限る)の当該老齢年金又は障害年金については、第三條の規定による改正後の同法第三十八條第五項中「加給すべき金額ニ相当スル部分」とあるのは、「加給すべき金額ヨリ七万二千円ヲ控除シテ得タル額ニ相当スル部分」とする。ただし、当該老齢年金若しくは障害年金又はその者の配偶者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第三十四條 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を有する被保険者であつて、六十五歳以上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年金については、第三條の規定による改正後の同法第三十八條ノ二第二項(同法第三十九條ノ六において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、六十五歳に達した月前における被

保険者であつた期間を老齢年金又は通算老齢年金の額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、その額を改定する。

第三十五條 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を有する被保険者であつて、七十歳以上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年金については、第三條の規定による改正後の同法第三十八條ノ二第三項(同法第三十九條ノ六において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、七十歳に達した月前における被保険者であつた期間を老齢年金又は通算老齢年金の額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、その額を改定する。

第三十六條 第三條の規定による改正後の船員保険法第三十九條ノ二の規定による通算老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項第四号中「第二十級」とあるのは、「第二十三級」とする。

第三十七條 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、同法第三十四條第一項各号のいづれにも該当しない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第三條の規定による改正後の同法第三十九條ノ二第一号イからニまでのいづれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十三級までの等級であるものに對しては、同条の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同条の通算老齢年金を支給する。

第三十八條 第三條の規定による改正後の船員保険法第三十九條ノ五第一項又は第二項の規定による通算老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同条第一項中「第十二級」とあるのは「第十五級」と、「第十三級乃至第十七級」とあるのは「第十六級乃至第二十級」と、「第十八級乃至第二十級」とあるのは「第二十一級乃至第二十三級」とする。

級」と、同条第二項中「第二十級」とあるのは「第二十三級」とする。

第三十九條 昭和五十五年七月以前の月分の船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定により加給する額については、なお従前の例による。

第四十條 昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間のいづれかの日において船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定により加給すべき金額が加給されている遺族年金(その全額につき支給を停止されているものを除く)を受ける権利を有する者であつて、同日において第三條の規定による改正後の同法第五十條ノ七ノ三に規定する政令で定める給付(その全額につき支給を停止されている給付を除く。以下この条において「他の公的年金給付」という)の支給を受けることができるものの当該遺族年金については、第三條の規定による改正後の同法第五十條ノ七ノ三中「加給スル額」とあるのは、「加給スル額ヨリ厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)第三條ノ規定ニ依リ改正前ノ船員保険法第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スル額ヲ控除シテ得タル額」とする。ただし、当該遺族年金又はその者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第四十一條 第三條の規定による改正後の船員保険法第五十條ノ七ノ三及び前条の規定は、船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十八号)附則第三項の規定により支給する従前の寡婦年金の例による保険給付であつて、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六十三号)附則第五條において準用する船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定により加給すべき金額が加給されているものを受ける権利を有する者について準用する。

第四十二條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第三條の規定による改正後の船員保険法第三十四條第三項若しくは第四

項又は第三十九條ノ二第二項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第三條の規定による改正後の同法による老齢年金又は通算老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該老齢年金又は通算老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第三條の規定による改正後の同法による老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第三條の規定による改正後の同法第三十四條第三項、第三十七條、第三十九條ノ二及び第三十九條ノ四の規定並びに附則第三十條及び附則第三十七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第三十條及び附則第三十七條の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第三條の規定による改正前の船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、附則第三十條及び附則第三十七條中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

(第四條の規定の施行に伴う経過措置)
第四十三條 第四條の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附則第十七條第一項の規定による特例老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項第四号中「第二十級」とあるのは、「第二十三級」とする。

第四十四條 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、同法第三十四條第一項各号のいづれにも該当しない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第四條の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附

則第十七条第一項第一号イ又はロのいずれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十三級までの等級であるものに對しては、同項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の特例老齢年金を支給する。ただし、その者が同法による通算老齢年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

第四十五条 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第四十条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律附則第十七条第二項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第四十条の規定による改正後の同法による特例老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該特例老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該特例老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第四十条の規定による改正後の同法による特例老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第一条の規定による改正後の同法第四十六条の六の規定、第七十条の規定による改正後の法律第八十二条附則第八条第三項の規定及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前条の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第四十条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律による特例老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、前条中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

(第六十条の規定の施行に伴う経過措置)
第四十六条 第六十条の規定による改正後の厚生年金保険法及び船員保険法第十六条第一項の規定による船員保険法第三十四条第一項第二号に該当する者に支給する老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月

三十日までの間は、第六十条の規定による改正後の厚生年金保険法及び船員保険法第十六条第一項中「第二級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第四十七条 第六十条の規定による改正後の厚生年金保険法及び船員保険法第十九条の三第一項の規定による厚生年金保険法による通算老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項中「第二級」とあるのは、「第二十三級」とする。

2 第六十条の規定による改正後の厚生年金保険法及び船員保険法第十九条の三第二項の規定による船員保険法による通算老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項中「第二級」とあるのは、「第二十五級」とする。

(第七十条の規定の施行に伴う経過措置)
第四十八条 第七十条の規定による改正後の法律第八十二条附則第八条の規定による厚生年金保険法第四十六条の三の通算老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、第七十条の規定による改正後の法律第八十二条附則第八条第三項中「第二級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第四十九条 昭和五十五年六月一日において現に第七十条の規定による改正後の法律第八十二条附則第八条第一項の表の上欄に掲げる者で、同項に規定する昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、厚生年金保険法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級までの等級であるものに對しては、第一条の規定による改正後の同法第四十六条の三の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同条の通算老齢年金を支給する。

第五十条 昭和五十五年六月一日から施行日の前

日までの間において第七十条の規定による改正前の法律第八十二条附則第八条第三項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第一条の規定による改正後の厚生年金保険法による通算老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該通算老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該通算老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第一条の規定による改正後の同法による通算老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第一条の規定による改正後の同法第四十六条の六の規定、第七十条の規定による改正後の法律第八十二条附則第八条第三項の規定及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前条の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第一条の規定による改正前の厚生年金保険法による通算老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、前条中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

第五十一条 第七十条の規定による改正後の法律第八十二条附則第十四条の規定による船員保険法第三十九条ノ二の通算老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、第七十条の規定による改正後の法律第八十二条附則第十四条第三項中「第二級」とあるのは、「第二十三級」とする。

第五十二条 昭和五十五年六月一日において現に第七十条の規定による改正後の法律第八十二条附則第十四条第一項の表の上欄に掲げる者で、同項に規定する昭和三十六年四月一日以後の被保険者であつた期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三

十四条第一項各号のいずれにも該当していない

六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十三級までの等級であるものに對しては、第三条の規定による改正後の同法第三十九条ノ二の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同条の通算老齢年金を支給する。

第五十三条 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第七十条の規定による改正前の法律第八十二条附則第十四条第三項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第三条の規定による改正後の船員保険法による通算老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該通算老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該通算老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第三条の規定による改正後の同法による通算老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第三条の規定による改正後の同法第三十九条ノ四の規定、第七十条の規定による改正後の法律第八十二条附則第十四条第三項の規定及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前条の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第三条の規定による改正前の船員保険法による通算老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、前条中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

(第八十条の規定の施行に伴う経過措置等)
第五十四条 昭和五十五年六月以前の国民年金法による年金たる給付(障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金を除く)の額については、なお従前の例による。

2 昭和五十五年七月以前の月分の障害福祉年

金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額については、なお従前の例による。

第五十五条 施行日の前日において現に国民年金法による母子年金又は準母子年金を受ける権利を有する者に支給する当該母子年金又は準母子年金の支給の停止については、第八条の規定による改正後の同法第四十一条第三項及び第四項（同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。）中「五分の二」とあるのは、「三分の一」とする。

2 第八条の規定による改正後の国民年金法第四十一条第四項（同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による母子年金又は準母子年金の支給の停止については、昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間は、同法第四十一条第四項（同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。）中「五分の二」とあるのは、「三分の一」とする。

第五十六条 次の表の上欄に掲げる月分の国民年金法による保険料については、第八条の規定による改正後の同法第八十七条第三項中「四千五百円」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる額（同表の下欄に掲げる年度の前年度までの間に於いて厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）第十條の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）附則第二十二條の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十四年度の同表第一項に規定する物価指数に対する同表の下欄に掲げる年度前における直近の同表の規定による年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられた年度の前年度の同表第一項に規定する物価指数の割合を同表の中欄に掲げる額に乗じて得た額とし、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に読み替えるものとする。

昭和五十五年十月十七日 衆議院会議録第六号

昭和五十七年四月から昭和五十八年三月までの月分	四千八百五十円	昭和五十七年度
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月までの月分	五千二百円	昭和五十八年度
昭和五十九年四月から昭和六十年三月までの月分	五千五百五十円	昭和五十九年度
昭和六十年四月以後の月分	五千九百円	昭和六十年年度

2 国民年金法第八十七条第三項に定める保険料の額は、昭和六十年四月以後においては、法律で定めるところにより引き上げられるものとする。

（第十一條の規定の施行に伴う経過措置）
第五十七条 昭和五十五年七月以前に月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

（第十二條の規定の施行に伴う経過措置）
第五十八条 昭和五十五年七月以前に月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第五十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）
第六十条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十四條第二項中「第四十六條の三第一項第一号イ」を「第四十六條の三第一号イ」に改める。

附則第十七條第二項中「第三十九條ノ二第一項第一号イ」を「第三十九條ノ二第一号イ」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）
第六十一条 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

うに改正する。

附則第八條第三項中「年金たる保険給付又は」及び「法律第九十二号附則第二十二條第一項及び」を削る。

（農業者年金基金法等の一部改正）
第六十二条 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十條の二の二第一項中「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）」を「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）」に改める。

2 次に掲げる法律の規定中「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）」を「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）」に改める。

一 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第三十九号）附則第一條第一項第五号

二 昭和四十四年度以後における農業漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第五十八号）附則第一條第一項

三 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第七十四号）附則第一條第一項第三号

四 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第七十四号）附則第一條第一項第三号

五 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第七十六号）附則第一條第一項第二号

（従前の障害年金の例による保険給付の特例等）
第六十三条 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において同法別表第一に定める程度の廃疾の状態にある者については、同法第四十七條第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

（従前の障害年金の例による保険給付の特例等）
第六十三条 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において同法別表第一に定める程度の廃疾の状態にある者については、同法第四十七條第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

2 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において同法別表第一に定める程度の廃疾の状態にない者については、同日以後、同表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つたとき（同日以前の旧厚生年金保険法別表第一に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつた日から起算して三年を経過する日までの間に限る。）は、厚生年金保険法第四十七條第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

3 厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者が、前二項の規定により同法第四十七條第一項の障害年金の受給権を取得したときは、当該従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利は消滅する。

第六十四条 前条第一項又は第二項の規定に該当する者の死亡を支給事由として施行日の前日までの間において厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定により従前の遺族年金、寡婦年金、

九 九

昭和五十五年十月十七日 衆議院會議録第六号

第六十五号 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第五号。以下この条において「法律第五号」という。)附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において船員保険法別表第四欄に定める程度の廃疾の状態にある者については、同法第四十條第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

2 昭和五十五年六月一日において現に法律第五号附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において船員保険法別表第四欄に定める程度の廃疾の状態にある者については、同日以後、同表下欄に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つたとき(同日以前の法律第五号による改正前の同表に定める程度の廃疾の状態に該当しなかつた日から起算して三年を経過する日までの間に限る。)は、船員保険法第四十條第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

3 法律第五号附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者が、前二項の規定により船員保険法第四十條第一項の障害年金の受給権を取得したときは、当該従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利は消滅する。

(厚生年金保険法による年金額の計算の特例)
第六十六号 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七十八号)附則第四條第一項又は第二項に規定する者

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

であつて、昭和三十二年十月前の厚生年金保険の被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間であるものの厚生年金保険法による老齢、廃疾又は死亡に關し支給する保険給付(老齢年金、障害年金又は遺族年金に限る。)については、当該保険給付の額(加給年金額及び同法第六十二條の二の規定により加算する額を除く。)が、施行日の属する月前の第三種被保険者であつた期間を第一種被保険者であつた期間とみなして計算した当該保険給付の額(加給年金額及び同法第六十二條の二の規定により加算する額を除く。)に満たないときは、その者の請求により、同日前の第三種被保険者であつた期間を第一種被保険者であつた期間とみなして当該保険給付の額を計算するものとし、その請求をした日の属する月の翌月から、当該保険給付の額を改定する。

(厚生年金保険法による老齢年金の受給資格年齢)
第六十七号 厚生年金保険法による老齢年金の受給資格年齢については、この法律の施行後に初めて行われる厚生年金保険の財政再計算の時期に、所要の改定措置が講ぜられるべきものとする。

(船員保険法による老齢年金の受給資格年齢)
第六十八号 船員保険法による老齢年金の受給資格年齢については、この法律の施行後に初めて行われる船員保険の財政再計算の時期に、所要の改定措置が講ぜられるべきものとする。

理由

最近における社会経済情勢と人口構造の老齡化傾向とにかんがみ、厚生年金保険、船員保険及び遺族年金の各制度について、遺族年金及び母子年金の額その他の給付額の引上げを行うほか、被保険者である間に支給する老齢年金の支給制限の緩和等の措置を講ずるとともに、福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手

当の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昨今の社会経済情勢にかんがみ、厚生年金保険、国民年金等の給付改善を行うとともに、児童扶養手当、特別児童扶養手当等について改善を行い、国民の老後保障等の充実強化を図ろうとするもので、その要旨は次のとおりである。

(一) 厚生年金保険法の一部改正

1 基本年金額の定額部分を被保険者期間一月につき千六百五十円から二千五百円に引き上げるとともに、報酬比例部分の額の計算に当たっては、過去の標準報酬を再評価すること等により年金額の引上げを図ること。

2 加給年金額を、配偶者については七万二千円(月額六千円)から十八万円(月額一万五千元)に、子については、第一子及び第二子については二万四千元(月額二千円)から六万円(月額五千元)に、第三子以降については四万八千元(月額四千円)から二万四千円(月額二千円)にそれぞれ引き上げ、また、配偶者が老齢年金(障害年金)の支給を受け、子が加給年金の支給を受けることができる場合は、当該配偶者について計算する加給年金額の支給を停止すること。

3 受給資格期間を満たしている六十五歳以上の被保険者に対する老齢年金及び通算老齢年金の支給について、支給停止を行わないう者の標準報酬月額限度額を十四万二千円から十五万円に引き上げることとし、また、受給資格期間を満たしている六十歳以上六十五歳未満の被保険者に対する老齢年金及び通算老齢年金の支給について、支給

一〇〇

対象者の標準報酬月額限度額を十四万二千円から十五万円に引き上げるとともに、年金の支給割合を定める標準報酬月額の区分を改め、あわせて受給権の発生には本人の請求を要しないこととする。

4 障害年金及び遺族年金の最低保障額を三十九万六千円(月額三万三千円)から五十万六千六百円(月額四万四千八百円)に引き上げること。

5 十八歳未満の子又は一級若しくは二級の廃疾の状態にある子を有しない四十歳未満の妻(一級又は二級の廃疾の状態にある妻を除く。)については、遺族年金を支給しないこととする。

6 寡婦加算額を、十八歳未満の子又は一級若しくは二級の廃疾の状態にある子を二人以上有するときは、八万四千円(月額七千円)から二十一万円(月額一万七千五百円)に、十八歳未満の子又は一級若しくは二級の廃疾の状態にある子を一人有するときは、六万四千円(月額五千円)から十二万円(月額一万円)に、六十歳以上十八歳未満の子又は一級若しくは二級の廃疾の状態にある子を有しないときは、四万八千円(月額四千円)から十二万円(月額一万円)にそれぞれ引き上げることとし、遺族年金の受給権者である妻が、他制度の老齢年金(障害年金)の支給を受けることができるときは、寡婦加算額の支給を停止すること。

7 標準報酬額は、三万円から三十二万円までの三十六等級を四万五千円から四十一万円までの三十五等級に改めること。

8 保険料率を、第一種被保険者(一般男子)については、千分の九十一から千分の百九に、第二種被保険者(女子)については、千分の七十三から千分の九十二に、第三種被保険者(坑内志)については、千分の百三から千分の百二十一に、第四種被保険者(任

意継続被保険者)については、千分の九十一から千分の百九にそれぞれ引き上げ、さらに、第二種被保険者(女子)については、昭和五十六年六月分から昭和六十年五月分まで、毎年千分の一づつ引き上げ、昭和六十年六月以後も第一種被保険者(一般男子)の保険料率に達するまで、法律で定めるところにより段階的に引き上げるものとし、厚生年金基金に加入する被保険者の保険料率についても、これらに準じて引き上げること。

9 現に支給されている年金についても、改正後の規定に準じて、年金額の引上げを行うこと。

10 旧法障害年金受給者のうち新法一級又は二級の廃疾の状態に該当する者が死亡した場合に、遺族年金を支給すること。

11 老齢年金の受給資格年齢については、この法律の施行後に初めて行われる財政再計算の時期に、所要の改定措置が講ぜられるべきものとする。

12 その他所要の改正を行うこと。

(四) 船員保険法の一部改正

厚生年金保険法の一部改正に準じ、船員保険の年金部門について所要の改正を行うこと。

(三) 国民年金法の一部改正

1 拠出年金

(1) 老齢年金の額の計算に当たり、保険料納付済期間に乘する額を一月につき千三百円から千六百八十円に引き上げ、保険料納付済期間二十五年の場合の年金額を三十九万円(月額三万二千五百円)から五十四万円(月額四万二千円)とする。

(2) 十年年金等被保険者期間が二十五年未満で支給される経過的な老齢年金の額の加算について、一月につき五百円から六

百五十円に引き上げ、十年年金の年金額を二十四万六千円(月額二万五千円)から三十一万八千六百円(月額二万六千五百五十円)とし、また、五年年金の額を二十四万三千三百円(月額二万八千八百円)から二十五万九千二百円(月額二万六千六百円)に引き上げること。

(3) 障害年金(二級)の最低保障額を三十九万六千円(月額三万三千円)から五十万六千円(月額四万二千八百円)に引き上げること。

(4) 母子年金、準母子年金及び遺児年金の額を三十九万六千円(月額三万三千円)から五十万六千円(月額四万二千八百円)に引き上げ、額の加算の対象となる子(孫又は弟妹)のうち一人については、その加算額を二万四千円(月額二千円)から六万四千円(月額五千円)に、その他の子については一人につき、その加算額を四千八百円(月額四千円)から二万四千円(月額二千円)にそれぞれ引き上げること。

(5) 母子年金及び準母子年金の受給権者のうち、夫等の死亡により他制度の遺族年金の支給を受けることのできない者に対し、十八万円(月額一万五千円)の加算を行うこととし、母子年金及び準母子年金の受給者が他制度の老齢年金(障害年金)の受給者であるときは、その加算の支給を停止すること。

(6) 夫等の死亡につき他制度の遺族年金等を受けけることができる場合における母子年金及び準母子年金の支給停止率を三分の一から五分の二に変更すること。

(7) 保険料の額は、昭和五十六年四月分から一月につき四千五百円、昭和五十七年四月分から一月につき四千八百五十円、昭和五十八年四月分から一月につき五千二百円、昭和五十九年四月分から一月に

つき五千五百五十円、昭和六十年四月分から一月につき五千九百円(昭和五十七年四月以後の月分の保険料については年金額のスライドが行われた場合は、当該保険料の額に直近のスライド率を乗じて得た額とする)とし、昭和六十年四月以後、法律で定めるところにより段階的に引き上げるものとする。

(8) 現に支給されている年金についても、改正後の規定に準じて年金額の引上げを行うこと。

2 その他所要の改正を行うこと。

(一) 福祉年金

(1) 老齢福祉年金の額を二十四万円(月額二万円)から二十五万八千円(月額二万五千二百円)に引き上げること。

(2) 障害福祉年金の額を一級障害者について三十六万円(月額三万円)から三十八万七千六百円(月額三万二千三百円)に、二級障害者について二十四万円(月額二万円)から二十五万八千円(月額二万五千二百円)に引き上げること。

(3) 母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を三十一万二千円(月額二万六千円)から三十三万六千円(月額二万八千円)に引き上げ、額の加算の対象となる子(孫又は弟妹)のうち一人については、その加算額を二万四千円(月額二千円)から六万円(月額五千円)に、その他の子については一人につき、その加算額を四千八百円(月額四千円)から二万四千円(月額二千円)に、それぞれ引き上げること。

(四) 児童扶養手当法の一部改正

児童扶養手当の額を児童一人の場合月額二万六千円から二万八千円に、児童二人の場合月額二万八千円から三万三千円に、児童三人以上の場合三人以上の児童一人につき加算する額を月額四百円から二千円に、それぞれ引

き上げること。

(四) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正

1 特別児童扶養手当の額を障害児一人につき月額二万円から二万五千五百円に、重度障害児一人につき月額三万円から三万二千三百円に、それぞれ引き上げること。

2 福祉手当の額を月額八千円から八千七百五十円に引き上げること。

(六) 関係法律の規定の改正

1 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、厚生年金の第四種被保険者及び船員保険の年金任意継続被保険者に係る保険料率の改正については昭和五十五年十一月一日から、国民年金の保険料率の改正については昭和五十六年四月一日から、それぞれ施行すること。

(七) 施行期日等

2 厚生年金及び船員保険の保険給付に関する改正(遺族年金の遺族の範囲及び寡婦加算に係るものを除く。)については昭和五十五年六月一日から、国民年金の拠出年金の年金額の引上げについては昭和五十五年七月一日から、厚生年金及び船員保険の寡婦加算に係る改正、国民年金の母子年金及び準母子年金に関する改正(遺族年金等との調整に係るものを除く。)並びに福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の額の引上げについては昭和五十五年八月一日から、厚生年金の標準報酬及び保険料率(第四種被保険者に係るものを除く。)並びに船員保険の標準報酬及び保険料率(年金任意継続被保険者に係るものを除く。)の改正については昭和五十五年十月一日から、それぞれ適用すること。

昭和五十五年十月十七日 衆議院會議録第六号 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

二 議案の修正議決理由

最近における社会経済情勢と人口構造の老齡化傾向とにかんがみ、厚生年金保険、船員保険及び提出制国民年金の各制度について、遺族年金及び母子年金の額その他の給付額の引上げを行うとともに、福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げる措置を講ずる等の改善を図ることは時宜に適當なものとするが、なお厚生年金保険及び船員保険の子のない四十歳未満の妻に遺族年金を支給しないこととする改正規定の削除、老齡年金の受給資格年齢に関する改正規定の削除及び保険料率の引下げ並びに福祉年金等の額の引上げについて修正を加えることを適當と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

本案施行に要する経費は、昭和五十五年度特別会計予算において、厚生保険特別会計年金勘定に保険給付費三千四百十三億四千八百万円（うち国庫負担五百二十億七千万円）、船員保険特別会計に年金保険給付費九十四億八千九百万円（うち国庫負担二十一億八千七百万円）、国民年金特別会計国民年金勘定に国民年金給付費八百二十七億七千五百万円（うち国庫負担三百二十五億二千四百万円）、国民年金特別会計福祉年金勘定に福祉年金給付費二百四十四億五千八百万円（全額国庫負担）がそれぞれ計上され、また、昭和五十五年度一般会計予算（厚生省所管）において、児童扶養手当給付費六十億五千八百

万円、特別児童扶養手当給付費八億三千三百万円、福祉手当給付費等補助金八億九千四百万円が計上されている。

本修正の結果必要とする経費は、昭和五十五年度特別会計予算において、厚生保険特別会計年金勘定の保険料収入が六百八十五億円、船員保険特別会計の年金部門における保険料収入が七億円それぞれ減の見込みであり、厚生保険特別会計年金勘定の保険給付費が一億円（うち国庫負担二千万円）、国民年金特別会計国民年金勘定の国民年金給付費が七十三億円（うち国庫負担三十一億円）、国民年金特別会計福祉年金勘定の福祉年金給付費が百六十五億円（全額国庫負担）それぞれ増の見込みであり、また、昭和五十五年度一般会計予算（厚生省所管）において児童扶養手当給付費が二十三億円、特別児童扶養手当給付費が五億円、福祉手当給付費等補助金が六億円それぞれ増の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して園田厚生大臣より「やむを得ない。」旨の意見が述べられた。

昭和五十五年十月十六日

社会労働委員長 山下 徳夫

衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

（小字及び―は修正）

第一条 厚生年金保険法の一部改正

（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。
第二十条の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報 酬 月 額
第一級	四五、〇〇〇円	四六、五〇〇円未満

第二級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満
第三級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第四級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第五級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第六級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第七級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第八級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第九級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第一〇級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第一級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第二級	九二、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第三級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第四級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第五級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第六級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二一、〇〇〇円未満
第七級	一二六、〇〇〇円	一二一、〇〇〇円以上	一二八、〇〇〇円未満
第八級	一三四、〇〇〇円	一二八、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第九級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満

第二〇級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第二一級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第二二級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第二三級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第二四級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第二五級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第二六級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上	二二〇、〇〇〇円未満
第二七級	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第二八級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第二九級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第三〇級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三二〇、〇〇〇円未満
第三一級	三二〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第三二級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第三三級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第三四級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第三五級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	

第三十四条第一項第一号中「千六百五十円」を「二千五百円」に改め、同条第五項中「七万二千円」を「十八万円」に、「四千八百円」を「二万四千円」に改める。

円に、「二万四千円」を「六万円」に改める。
第三十八条第二項中「及び第六十二条の二の規定により加算する額」を削る。

第四十二条第一項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同項に次の一号を加える。

五 第一号から第三号までのいづれかに規定する被保険者期間を満たしている被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものが、第一号から第三号までのいづれかに規定する被保険者期間を満たすに至つたとき。

第四十二条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四十三条第五項中「七十歳に達した後においては、六十歳に達したときは」を、「その者の請求により、七十歳を「六十五歳に、その請求をした日の属する」を「六十五歳に達した」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 被保険者である受給権者が七十歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、七十歳に達した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、七十歳に達した月の翌月から、年金の額を改定する。

第四十五条中、「又は被保険者の資格を取得したとき（六十五歳に達した日以後において被保険者の資格を取得したときを除く）」を削る。

第四十六条第一項を次のように改める。

老齢年金は、受給権者である被保険者が六十五歳に達するまでの間は、その支給を停止する。ただし、受給権者である被保険者が六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第十二級までの等級である期間、第十三級から第十七級

までの等級である期間又は第十八級から第二十級までの等級である期間があるときは、それぞれ、その期間については、老齢年金の額（加給年金額を除く。）の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する部分に限り支給を停止する。

第四十六条第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 老齢年金は、六十五歳以上の受給権者が被保険者である間は、その額（加給年金額を除く。）の百分の二十に相当する部分の支給を停止する。ただし、六十五歳以上の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに支給する老齢年金については、この限りでない。

第四十六条に次の二項を加える。

4 老齢年金は、その受給権者の配偶者が当該老齢年金の加給年金額の計算の基礎となつてゐる場合であつて、当該配偶者が老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、当該配偶者について計算する加給年金額に相当する部分の支給を停止する。

5 老齢年金は、その受給権者の配偶者が当該老齢年金の加給年金額の計算の基礎となつてゐる場合であつて、当該配偶者が他の公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は廃疾を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（その全額につき支給を停止されている給付を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、当該配偶者について計算する加給年金額に相当する部分の支給を停止する。

第四十六条の三第一項に次の一号を加える。
四 第一号イからニまでのいづれかに該当する被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が

一〇四

ある間において、その者の標準報酬等級

第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものが、同号イ若しくはロのいずれかに該当するに至つたとき。

附則第二十八条の三中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、同条第七項中「第四十六条の六第一号から第三号までの規定に該当したとき、又は」を「死亡したとき、又は老齢年金若しくは」に改め、同項を同条第五項とする。

(厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部)

改正

第二条 厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「この法律による改正後の」を削り、同条第二項中「この法律による改正後の厚生年金保険法第六十三条第一項を」を「厚生年金保険法第六十三条第一項及び第二項」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

等級	標準報酬額	日額	報酬月額
第一級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四六、五〇〇円未満
第二級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満
第三級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上 五四、〇〇〇円未満
第四級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上 五八、〇〇〇円未満
第五級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上 六二、〇〇〇円未満
第六級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上 六六、〇〇〇円未満
第七級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満
第八級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上 七四、〇〇〇円未満
第九級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上 七八、〇〇〇円未満

第一級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満
第二級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上 八九、〇〇〇円未満
第三級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上 九五、〇〇〇円未満
第四級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第五級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第六級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第七級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二四、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第八級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第九級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第一〇級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第一一級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第一二級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第一三級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第一四級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第一五級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上 二一〇、〇〇〇円未満
第一六級	二二〇、〇〇〇円	七、三三〇円	二一〇、〇〇〇円以上 二三〇、〇〇〇円未満
第一七級	二四〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満

昭和五十五年十月十七日 衆議院會議録第六号 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第二八級	二六〇、〇〇〇円	八、六七〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第二九級	二八〇、〇〇〇円	九、三三〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第三〇級	三〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満
第三一級	三二〇、〇〇〇円	一〇、六七〇円	三一〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第三二級	三四〇、〇〇〇円	一一、三三〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第三三級	三六〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第三四級	三八〇、〇〇〇円	一二、六七〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第三五級	四一〇、〇〇〇円	一三、六七〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満
第三六級	四四〇、〇〇〇円	一四、六七〇円	四二五、〇〇〇円以上	

第二十三条第二項各号を次のように改める。

一 第五十条第一項第一号若ハ第四号乃至第六号ニ該当シタルニ因リ遺族年金ヲ支給スベキ場合又ハ通算遺族年金ヲ支給スベキ場合ニ於ケル四十歳未満ノ妻但シ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル十八歳未満ノ子又ハ不具廢疾ニ因リ労働能力ナキ子ト生計ヲ同じクスル妻ヲ除ク

二 十八歳以上ノ子又ハ孫
三 六十歳未満ノ夫、父母又ハ祖父母
四 十八歳以上六十歳未満ノ兄弟姉妹
第二十三条第三項中「第五十条第一項第四号」を「第五十条第一項第一号若ハ第四号」に改め、同条第四項中「看做ス」を「看做シ第二項第一号但書ノ規定ノ適用ニ付テハ妻ハ其ノ日ヨリ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡當時其ノ子ト

生計ヲ同じクシタルモノト看做ス」に改める。
第二十三条ノ七第四項中「第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々を削リ、「二倍ニ相当スル額」の下に、「(第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額)」を加える。
第二十七條ノ二第三項中「第四号を「第一号」に改める。
第三十四条第五項中「前二項」を「前項」に改め、同条第六項中第三項を「第四項」に改め、同条第四項を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。
第一項各号ノ一ニ該当スル被保険者ガ六十歳以上六十五歳未満タル間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ニ該当スルニ至リタルトキ又ハ六十歳以上六十五歳未満ノ被保険者ニシテ其ノ標準報酬ノ等級ガ第

一級乃至第二十級ノ等級ナルモノガ同項各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ニ老齡年金ヲ支給ス
第三十五條第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「二十六万四千円」を「三万二千八百円」に、「二十九万七千円」を「三十六万九千円」に改める。
第三十六條第一項中「七万二千円」を「十八万円」に、「二万四千円」を「六万円」に、「四万八千円」を「十二万円」に、「四千八百円」を「二万四千円」に改める。
第三十七條中「又ハ被保険者ト為リタルトキ(六十五歳ニ達シタル後被保険者ト為リタルトキヲ除ク)」を削る。
第三十八條第一項を次のように改める。
老齡年金ハ其ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十五歳ニ達スル迄ノ間ハ其ノ支給ヲ停止ス但シ老齡年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十歳以上六十五歳未満タル間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級タル期間、第十三級乃至第十七級ノ等級タル期間又ハ第十八級乃至第二十級ノ等級タル期間アルトキハ其ノ期間夫々其ノ額(第三十六條ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ除キタル額)ノ百分ノ二十、百分ノ五十又ハ百分ノ八十ニ相当スル部分ニ限り支給ヲ停止ス
第三十八條第二項中「第三十四條第三項」を「第三十四條第四項」に改め、同条第三項を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。
老齡年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ガ六十五歳以上ノ被保険者タル間其ノ額(第三十六條ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ除キタル額)ノ百分ノ二十ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス但シ六十五歳以上ノ被保険者ニシテ其ノ者ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ナルモノニ支給スル老齡年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一〇六

第三十八條に次の二項を加える。

老齡年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ノ配偶者ガ当該老齡年金ニ付第三十六條第一項ノ規定ニ依リ加給スベキ金額ノ計算ノ基礎ト為リタル場合ニ於テ当該配偶者ガ老齡年金又ハ障害年金(其ノ金額ニ付支給ヲ停止サレタル老齡年金又ハ障害年金ヲ除ク)ノ支給ヲ受クベキトキハ其ノ間当該配偶者ニ付同項ノ規定ニ依リ加給スベキ金額ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス老齡年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ノ配偶者ガ当該老齡年金ニ付第三十六條第一項ノ規定ニ依リ加給スベキ金額ノ計算ノ基礎ト為リタル場合ニ於テ当該配偶者ガ他の年金各法ニ基ク年金タル給付其ノ他ノ年金タル給付ノ中老齡、退職又ハ廢疾ヲ支給事由トスル給付テ政令ヲ以テ定ムルモノ(其ノ全額ニ付支給ヲ停止サレタル給付ヲ除ク)ノ支給ヲ受クベキトキハ其ノ間当該配偶者ニ付同項ノ規定ニ依リ加給スベキ金額ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス
第三十八條ノ二第二項中「七十歳ニ達シタル後ニ於テハ其ノ者ノ請求ニ依リ七十歳を「六十歳ニ達シタルトキハ六十五歳」に、「其ノ請求ヲ為シタル日ノ属スル」を「六十五歳ニ達シタル」に改め、同条第三項を次のように改める。
老齡年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ七十歳ニ達シタルトキハ七十歳ニ達シタル月ノ前月迄ノ被保険者タリシ期間ヲ其ノ老齡年金ノ額ノ計算ノ基礎トスルモノトシ七十歳ニ達シタル月ノ翌月ヨリ老齡年金ノ額ヲ改定ス
第三十九條ノ二第一項に次の一号を加える。
四 第一号イ乃至ニノ何レカニ該当スル被保険者ガ六十歳以上六十五歳未満タル間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ニ該当スルニ至リタルトキ又ハ六十歳以上六十五歳未満ノ被保険者ニシテ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ナルモノガ同号イ乃至ニノ何レカニ該

当スルニ至リタルトキ

第三十九条ノ二第二項及び第三項を削る。

第三十九条ノ四を次のように改める。

第三十九条ノ四 通算老齢年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタルトキ又ハ老齢年金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルトキハ其ノ通算老齢年金ヲ受クル権利ヲ失フ

第三十九条ノ五第一項及び第二項を次のように改める。

通算老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十五歳ニ達スル迄ノ間ハ其ノ支給ヲ停止ス但シ通算老齢年金ノ支給ヲ受クル被保険者ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第十二級ノ等級タル期間、第十三級乃至第十七級ノ等級タル期間又ハ第十八級乃至第二十級ノ等級タル期間アルトキハ其ノ期間夫々其ノ額ノ百分ノ二十、百分ノ五十又ハ百分ノ八十ニ相当スル部分ニ限り支給ヲ停止ス

通算老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ガ六十五歳以上ノ被保険者タル間其ノ額ノ百分ノ二十ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス但シ六十五歳以上ノ被保険者ニシテ其ノ者ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ナルモノニ支給スル通算老齢年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十一條第一項第一号中「十九万八千円」を「二十四万六千円」に改め、同条第二項中「三十九万六千円」を「五十九万六千円」に改める。

第四十一條ノ二第一項中「七万二千元」を「十八万四千円」に、「二万四千円」を「六万四千円」に、「四万八千円」を「十二万四千円」に、「四千八百円」を「二万四千円」に改める。

第四十四條ノ三に次の一項を加える。

第三十八條第四項及第五項ノ規定ハ障害年金ニ付テハ準用ス此ノ場合ニ於テ之等ノ規定中「第三十六條第一項」トアルハ「第四十一條ノ二第一項」ト読替フルモノトス

第五十條第一項第四号中「十五年未満」及び「第三十四條第一項第二号又ハ第三号ニ該当ス

ル者ヲ除キ」を削り、同項第五号中「十五年未満」及び「第三十四條第一項第二号又ハ第三号ニ該当スル者ヲ除キ」を削る。

第五十條ノ二第一項第二号中「四万九千五百円」を「六万五千五百円」に改め、同項第三号中「九万九千円」を「十二万三千円」に改め、同条第三項中「三十九万六千円」を「五十九万六千円」に改める。

第五十條ノ三ノ二第一号中「六万四千円」を「十二万四千円」に、「八万四千円」を「二十一万円」に改め、同条第二号中「四万八千円」を「十二万四千円」に改める。

第五十條ノ四第六号中「子」を「夫、子」に改め、同条第八号とし、同条中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 第二十三條第二項第一号但書ニ該当シタル為遺族年金ノ支給ヲ受クル妻ニ付引続キ其ノ者ト生計ヲ同ジクシ且遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範囲ニ属スル子ナクナツタトキ但シ其ノ者ガ四十歳以上タルトキ及

其ノ権利ヲ有スルニ至リタル当時ヨリ引続キ不具廃疾ニ因リ労働能力ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

六 不具廃疾ニ因リ労働能力ナキ為遺族年金ノ支給ヲ受クル妻ニ付其ノ事情止ミタルトキ但シ其ノ者ガ四十歳以上タルトキ及其ノ者ガ其ノ権利ヲ有スルニ至リタル当時ヨリ引続キ其ノ者ト生計ヲ同ジクシ且遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範囲ニ属スル子アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十條ノ四に次の一項を加える。

第五十條第一項第一号又ハ第四号乃至第六号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ノ支給ヲ受クル父母、孫又ハ祖父父母ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時胎児タル子出

生シタルトキハ其ノ支給ヲ受クル権利ヲ失フ

第五十條ノ七ノ二の次に次の一条を加える。

第五十條ノ七ノ三 遺族年金ハ其ノ支給ヲ受クル妻ガ第五十條ノ三ノ二各号ノ一ニ該当スル場合(同条但書ニ該当スル場合ヲ除ク)ニ於テ他ノ公的年金各法ニ基ク年金タル給付其ノ他ノ年金タル給付ノ中老齢、退職又ハ廃疾ヲ支給事由トスル給付テ政令ヲ以テ定ムルモノ

(其ノ全額ニ付其ノ支給ヲ停止サレタル給付ヲ除ク)ノ支給ヲ受クベキトキハ其ノ間同条ノ規定ニ依リ加給スル額ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

第五十條ノ八ノ二中「第三十九條ノ二第一項第一号イ乃至ニ」を「第三十九條ノ二第一号イ乃至ニ」に改める。

第五十一條第一項中「第三十四條第三項」を「第三十四條第四項」に改める。

第五十九條第五項第一号中「千分ノ百八十四」を「千分ノ二百六」に改め、同項第二号中「千分ノ百七十三」を「千分ノ百九十五」に改め、同項第四号中「千分ノ百六」を「千分ノ百二十八」に改める。

第六十條第一項第一号中「千分ノ八十七・五」を「千分ノ九十八・五」に改め、同項第二号中「千分ノ八十二」を「千分ノ九十三」に改める。

附則第十六條第三項中「千六百五十円」を「二千五百円」に改め、同条第四項第一号中「千六百五十円」を「二千五百円」に、「六十九万三千円」を「八十六万四千円」に改める。

附則第十七條第一項に次の一号を加える。

四 第一号イ若しくはロのいずれかに該当する被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級であるものが、同号イ若しくはロのいずれかに該当するに至つたとき。

附則第十七條中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、同条第七項中「船員保険法第三十九條ノ四第一号から第三号までの規定に該当したとき、又は同法による」を「死亡したとき、又は船員保険法による老齢年金若しくは」に改め、同項を同条第五項とする。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十條中「、第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々」を削り、「二倍ニ相当スル額」の下に「第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額」を加え、「八万六千四百円」を「九万八千四百円」に改める。

(厚生年金保険法及び船員保険交渉法の一部改正) 第六十條 厚生年金保険法及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第十七号)の一部を次のように

第四十一条の四第一項中「及び第三十九条第一項を、第三十九条第一項及び第三十九条第二項に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の場合において、同項に規定する準母子年金のうち一又は二以上の準母子年金について、前条第一項において準用する第三十九条の二第一項に規定する加算を行うべき事由(以下この項において「加算事由」という。)が生じたとき又は加算事由が消滅したときは、加算事由が生じた日又は加算事由が消滅した日の属する月の翌月から、第一項に規定する準母子年金の額を改定する。ただし、同項に規定する準母子年金のうち加算事由が生じ又は加算事由が消滅した当該一又は二以上の準母子年金以外の準母子年金について加算事由がある場合は、この限りでない。

第四十三条中「三十九万六千円」を「五十万六千円」に改める。

第四十四条第一項中「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万円」に改める。

第四十九条第一項中「婚姻関係の下に(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)」を加える。

第五十二条の二に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、死亡一時金は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- 一 死亡した者の死亡日においてその者の死亡により母子年金又は準母子年金を受けることができる者があるとき。
 - 二 死亡した者の死亡日において胎児である子があつた場合であつて、当該胎児であつた子が生まれた日においてその子の母が死亡した者の死亡により母子年金を受けることができるに至つたとき。
- 第五十二条の六中「第五十二条の二」を「第五十二条の二第一項」に改める。

第五十八条中「三十六万円」を「^{四十}三十八万七千六百円」に、「二十四万円」を「^七二十五万八千円」に改める。

第六十二条中「三十一万二千元」を「^五三十三万六千円」に改める。

第六十三条第一項中「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万円」に改める。

第六十四条の二中「第四十一条第二項」を「第四十一条第三項」に改める。

第六十四条の五第二項中「第五項まで」を「第四項まで及び第六項」に改める。

第七十七条第一項ただし書中「二十四万円」を「^七二十五万八千円」に改める。

第七十七条第一項第一号中「五百円」を「六百五十円」に改める。

第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項中「二十四万円」を「^七二十五万八千円」に改める。

第八十七条第三項中「三千三百円」を「四千五百円」に改める。

(国民年金法の一部を改正する法律の一部改正) 第九条 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項を次のように改める。

2 前項の規定によつて支給する老齢年金の額は、第二十七条第一項の規定にかかわらず、^七二十五万九千二百円とする。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正) 第十條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「三十九万六千円」を「五十万六千円」に改める。

十万六千六百円」に改め、同条第三項中「七万二千元」を「十八万円」に、「四千八百円」を「二万四千円」に改める。

円に、「二万四千円」を「六万円」に改める。
附則第五条第一項の表を次のように改める。

昭和三十三年三月以前	九・〇七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	八・八八
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	八・七六
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	七・二四
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	六・七〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	六・〇五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	五・五五
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	五・一一
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	四・四六
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	四・一〇
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	三・九九
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	三・五四
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	二・七〇
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	二・三四
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	一・六六
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	一・四二

昭和五十五年十月十七日 衆議院會議録第六号 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

一一〇

昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・一六
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・〇六
附則第五条第二項中「昭和五十一年八月一日」を「昭和五十五年六月一日」に、「三万円」を「四万五千円」に改める。	
附則第八条第四項中「三十九万六千円」を「五十万六千六百円」に改め、同条第五項中「三万六千円」を「四万五千円」に改める。	
附則第十条第一項の表を次のように改める。	
昭和三十三年三月以前	九・〇五
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	八・六四
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	八・四〇
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	七・八三
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	六・六三
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	五・八九
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	五・三一
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	四・八一
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	四・五五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	三・九七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	三・七八
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	三・三二
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	二・六五

昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	二・三九
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	一・七一
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	一・四五
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・一三
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・〇五
附則第十条第二項中「昭和五十一年八月一日」を「昭和五十五年六月一日」に、「三万六千円」を「四万五千円」に改め、同条第三項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。	
附則第十二条第二項中「千三百円」を「千六百八十円」に、「千九百五十円」を「二千五百二十円」に改める。	
附則第十四条中「六百五十円」を「八百四十円」に改める。	
附則第二十條第二項を次のように改める。	
2 前項の規定によつて支給する老齢年金の額は、国民年金法第二十七条第一項の規定にかかわらず、二十五万九千二百円とする。	
附則第二十二條第一項中「昭和五十年」を「昭和五十四年度」に改める。	
附則第二十二條の二を削る。	
(児童扶養手当法の一部改正)	
第十一條 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。	
第五條中「二万六千円」を「二万八千円」に、「二万八千円」を「三万三千円」に、「四百円」を「二千円」に改める。	
(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)	
第十二條 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。	
第四條中「二万円」を「二万〇千五百円」に、「三万円」を「三万二千三百円」に改める。	
第十八條中「八千円」を「八千七百五十円」に改める。	
附則	
(施行期日等)	
第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一條中厚生年金保険法第八十一條第五項第四号の改正規定及び第三條中船員保険法第五十九條第五項第四号の改正規定は昭和五十五年十一月一日から、第八條中国民年金法第八十七條第三項の改正規定及び附則第五十六條の規定は昭和五十六年四月一日から施行する。	
2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。	
一 第一條の規定(厚生年金保険法附則第十六條第二項中「及び第六十二條の二に定める」を「第六十二條の二及び第六十五條の二に定	

めるに改める改正規定及び同項中「及び第六十二條の二の規定により加算する額」を削る改正規定を除く。による改正後の同法第三十四條、第四十二條、第四十三條、第四十五條、第四十六條、第四十七條、第五十條、第五十四條、第六十條、第六十八條の三、第三百三十一條、第三百三十三條、附則第十二條、附則第十六條及び附則第二十八條の三の規定、第三十六條の規定による改正後の船員保険法第三十四條から第三十八條ノ二まで、第三十九條ノ二、第三十九條ノ四、第三十九條ノ五、第四十一條、第四十一條ノ二、第四十四條ノ三、第五十條ノ二、第五十條ノ八ノ二、第五十一條及び別表第三ノ二の規定、第四條の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附則第十六條及び附則第十七條の規定、第五條の規定（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十二號）以下この条において「法律第七十二號」という。）附則第十條中、「第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依り加給すべき金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々」を削る改正規定及び同条中「二倍ニ相当スル額」の下に「（第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依り加給すべき金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額）」を加える改正規定を除く。による改正後の同法附則第十條の規定、第六條の規定による改正後の厚生年金保険法及び船員保険法第二條から第四條まで、第十三條の二から第十六條まで、第十八條、第十九條、第十九條の三、第二十二條、第二十五條の二及び第二十六條の規定、第七條の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（以下「法律第八十二號」という。）附則第四條、附則第七條、附則第八條、附則第十條、附則第十三條及び附則第十四條の規定、

第十條の規定（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二號）以下この条において「法律第九十二號」という。）附則第十二條、附則第十四條及び附則第二十條の改正規定を除く。による改正後の同法の規定並びに次条、附則第五條から附則第十四條まで、附則第十九條から附則第二十三條まで、附則第二十五條、附則第二十九條から附則第三十八條まで、附則第四十二條から附則第五十三條まで、附則第六十條、附則第六十一條及び附則第六十三條から附則第六十五條までの規定、昭和五十五年六月一日

二 第八條の規定による改正後の国民年金法第五條第五項、第十八條の二、第二十七條、第三十三條、第三十八條、第三十九條、第四十三條、第四十四條、第四十九條及び第七十七條第一項第一号の規定、第九條の規定による改正後の国民年金法の一部を改正する法律附則第十六條の規定、第十條の規定による改正後の法律第九十二號附則第十二條、附則第十四條及び附則第二十條の規定並びに附則第五十四條第一項〇の規定、昭和五十五年七月一日

三 第一條の規定（厚生年金保険法附則第十六條第二項中「七万二千円」を「九万八千四百円」に改める改正規定を除く。による改正後の同法第三十八條、第六十二條の二、第六十五條の二及び附則第十六條の規定、第三條の規定による改正後の船員保険法第二十三條ノ七、第五十條ノ三ノ二及び第五十條ノ七ノ三の規

定、第五條の規定（法律第七十二號附則第十條中「八万六千四百円」を「九万八千四百円」に改める改正規定を除く。による改正後の同法の規定、第八條の規定（国民年金法第四十一條第二項中「三分の一」を「五分の二」に改める改正規定を除く。による改正後の同法第三十九條の二、第四十一條、第四十一條の四、第五十八條、第六十二條、第六十三條、第六十四條の二、第六十四條の五、第七十七條第一項ただし書、第七十八條及び第七十九條の二の規定、〇第八條の規定による改正後の国民年金法の一部を改正する法律附則第十六條の規定、第九條の規定による改正後の法律第九十二號附則第二十條の規定、

児童扶養手当法第五條の規定、第十二條の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四條及び第十八條の規定並びに附則第四條、附則第十五條、附則第十七條、附則第二十八條、附則第三十九條から附則第四十一條まで、附則第五十四條第二項、附則第五十五條第二項、附則第五十七條及び附則第五十八條の規定、昭和五十五年八月一日

四 第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第二十二條及び第八十一條第五項第一号から第三号までの規定、第三條の規定による改正後の船員保険法第四條、第五十九條第五項第一号及び第二号並びに第六十條の規定並びに附則第三條及び附則第二十六條の規定、昭和五十五年十月一日

第十六條 第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第六十三條第二項（同法第六十八條の六において準用する場合を含む。）の規定は、施行

日の前日において現に同法による遺族年金又は通算遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金又は通算遺族年金については、適用しない。

第十七條 昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間のいづれかの日において厚生年金保険法第六十二條の二の規定により加算する額が加算されている遺族年金（同法附則第十六條において準用する同法第六十二條の二の規定により加算する額が加算されている同法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金及び寡婦年金の例による保険給付を含むものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く。以下この条において同じ。）を受ける権利を有する者であつて、同日において第一條の規定による改正後の同法第六十五條の二に規定する政令で定める給付（その全額につき支給を停止されている給付を除く。以下この条において「他の公的年金給付」という。）の支給を受けていることができるものの当該遺族年金については、第一條の規定による改正後の同法第六十五條の二中「加算する額」とあるのは、「加算する額から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第六十二條の二の規定により加算する額を控除して得た額」とする。ただし、当該遺族年金又はその者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第十八條 次の表の上欄に掲げる月分の厚生年金保険法による保険料率については、第一條の規定による改正後の同法第八十一條第五項第二号中「千分の九上」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句に、「千分の六十三」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和五十五年十月十七日 衆議院會議録第六号 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十六年六月から昭和五十七年五月までの月分	千分の九十三	千分の六十四
昭和五十七年六月から昭和五十八年五月までの月分	千分の九十四	千分の六十五
昭和五十八年六月から昭和五十九年五月までの月分	千分の九十五	千分の六十六
昭和五十九年六月以後の月分	千分の九十六	千分の六十七

2 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項第二号に定める第二種被保険者の保険料率は、昭和六十一年六月以後において、同項第一号に定める第一種被保険者の保険料率に達するまで、法律で定めるところにより、段階的に引き上げられるものとする。

第十九条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十二条第三項の規定による老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第二十條 昭和五十五年六月一日において現に継続した十五年間における旧厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）による第三種被保険者であつた期間に基づく被保険者期間又は継続した十五年間における同法による第三種被保険者であつた期間と厚生年金保険法による第三種被保険者であつた期間とに基づく被保険者期間が十六年以上である六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級までの等級であるものに対しては、第一条の規定による改正後の同法第四十二條第一項の規定に該当しない場合において、同項の老齢年金を支給するものとみなして、同項の老

第二十一条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第二十八條の三第一項の規定によ

る特例老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項第四号中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第二十二條 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による被保険者期間が一年以上であり、かつ、同法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第一条の規定による改正後の同法附則第二十八條の三第一項第一号イ又はロのいずれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級までの等級であるものに対しては、同項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の特例老齢年金を支給する。ただし、その者が同法による通算老齢年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

第二十三條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十二條第二項若しくは第三項、第四十六條の三第二項、附則第十二條第三項又は附則第二十八條の三第二項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第一条の規定による改正後の同法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第一条の規定による改正後の同法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第一条の規定による改正後の同法第四十二條第一項、第四十五條、第四十六條の三、第四十六條の六、附則第十二條第三項並びに附則第二十八條の三第一項及び第五項の規定並びに附則第六條、附則第十三條、附則第二十條及び前條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二十四條 施行日の前日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の寡婦年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、第二条の規定による改正後の厚生年金保険法の第一部を改正する法律附則第十六條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

のとみなして計算した当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第一条の規定による改正後の同法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第一条の規定による改正後の同法第四十二條第一項、第四十五條、第四十六條の三、第四十六條の六、附則第十二條第三項並びに附則第二十八條の三第一項及び第五項の規定並びに附則第六條、附則第十三條、附則第二十條及び前條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第六條、附則第十三條、附則第二十條及び前條の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第一条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、附則第六條、附則第十三條、附則第二十條及び前條中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

第二十五條 昭和五十五年五月以前の月分の船員保険法による年金たる保険給付の額について

第二十六條 標準報酬月額が四万五千円未満である船員保険法第二十條の規定による被保険者の昭和五十五年十一月以後の標準報酬月額は、同法第四條第七項の規定にかかわらず、四万五千円とする。

は、なお従前の例による。

第二十七條 施行日の前日において現に船員保険法第五十條第一項第一号の規定による遺族年金の支給を受けることができる遺族の当該遺族年金については、第三条の規定による改正後の同法第二十三條第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二十八條 昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間のいづれかの日において船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定により加給すべき金額が加給されている遺族年金を受ける権利を有する者（同法第二十三條ノ七第一項の規定により当該遺族年金が支給されている者に限る。）の当該遺族年金については、引き続き同項の規定により支給される間、第三条の規定による改正後の同法第二十三條ノ七第四項中「除クモノトシ」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）第三條ノ規定に依り改正前ノ船員保険法第五十條ノ三ノ二ノ規定に依り加給すべき金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々除クモノトシ」と、「第五十條ノ三ノ二」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）第三條ノ規定に依り改正前ノ船員保険法第五十條ノ三ノ二」とする。

第二十九條 第三条の規定による改正後の船員保険法第三十四條第三項の規定による老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項中「第二十級」と

第二十九條 第三条の規定による改正後の船員保険法第三十四條第三項の規定による老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項中「第二十級」と

あるのは、「第二十三級」とする。

第三十條 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法第三十四條第一項各号のいずれかに規定する被保険者であつた期間を満たしている六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十三級までの等級であるものに対しては、第二十三級の規定による改正後の同法第三十四條第三項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の老齢年金を支給する。

第三十一條 第三十條の規定による改正後の船員保険法第三十八條第一項又は第二項の規定による老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同法第一項中「第二十二級」とあるのは「第十五級」と、「第十三級乃至第十七級」とあるのは「第十六級乃至第二十級」と、「第十八級乃至第二十二級」とあるのは「第二十一級乃至第二十三級」と、同法第二項中「第二十二級」とあるのは「第二十三級」とする。

第三十二條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間のいずれかの日において船員保険法による老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。）を受ける権利を有する者（その者の配偶者が当該老齢年金又は障害年金について同法第三十六條第一項又は第四十一條ノ二第一項の規定により加給すべき金額の計算の基礎となつており、かつ、当該配偶者が同法による老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。）の支給を受けることができる者に限る。）の当該老齢年金又は障害年金については、第三十條の規定による改正後の同法第三十八條第四項（第三十條の規定による改正後の同法第四十四條ノ三第四項に

おいて準用する場合を含む。）中「加給すべき金額ニ相当スル部分」とあるのは、「加給すべき金額ヨリ七万二千円ヲ控除シテ得タル額ニ相当スル部分」とする。ただし、当該老齢年金若しくは障害年金又はその者の配偶者に支給される同法による老齢年金若しくは障害年金がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第三十三條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間のいずれかの日において船員保険法による老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。）を受ける権利を有する者（その者の配偶者が当該老齢年金又は障害年金について同法第三十六條第一項又は第四十一條ノ二第一項の規定により加給すべき金額の計算の基礎となつており、かつ、当該配偶者が第三十條の規定による改正後の同法第三十八條第五項（第三十條の規定による改正後の同法第四十四條ノ三第四項に おいて準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）に規定する政令で定める給付（その全額につき支給を停止されている給付を除く。）以下この条において「他の公的年金給付」という。）の支給を受けることができる者に限る。）の当該老齢年金又は障害年金については、第三十條の規定による改正後の同法第三十八條第五項中「加給すべき金額ニ相当スル部分」とあるのは、「加給すべき金額ヨリ七万二千円ヲ控除シテ得タル額ニ相当スル部分」とする。ただし、当該老齢年金若しくは障害年金又はその者の配偶者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第三十四條 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を有する被保険者であつて、六十五

歳以上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年金については、第三十條の規定による改正後の同法第三十八條ノ二第二項（同法第三十九條ノ六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、六十五歳に達した月前における被保険者であつた期間を老齢年金又は通算老齢年金の額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、その額を改定する。

第三十五條 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を有する被保険者であつて、七十歳以上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年金については、第三十條の規定による改正後の同法第三十八條ノ二第三項（同法第三十九條ノ六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、七十歳に達した月前における被保険者であつた期間を老齢年金又は通算老齢年金の額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、その額を改定する。

第三十六條 第三十條の規定による改正後の船員保険法第三十九條ノ二の規定による通算老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同法第四十條中「第二十二級」とあるのは、「第二十三級」とする。

第三十七條 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、同法第三十四條第一項各号のいずれにも該当していない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第三十條の規定による改正後の同法第三十九條ノ二第一号イからニまでのいずれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十三級までの等級であるものに対しては、同法第三十條の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同法の通算老齢年金を支給する。

第三十八條 第三十條の規定による改正後の船員保険法第三十九條ノ五第一項又は第二項の規定による通算老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同法第一項中「第二十二級」とあるのは「第十五級」と、「第十三級乃至第十七級」とあるのは「第十六級乃至第二十級」と、「第十八級乃至第二十二級」とあるのは「第二十一級乃至第二十三級」と、同法第二項中「第二十二級」とあるのは「第二十三級」とする。

第三十九條 昭和五十五年七月以前の月分の船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定により加給する額については、なお従前の例による。

第四十條 昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間のいずれかの日において船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定により加給すべき金額が加給されている遺族年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）を受ける権利を有する者であつて、同日において第三十條の規定による改正後の同法第五十條ノ七ノ三に規定する政令で定める給付（その全額につき支給を停止されている給付を除く。）以下この条において「他の公的年金給付」という。）の支給を受けることができるものの当該遺族年金については、第三十條の規定による改正後の同法第五十條ノ七ノ三中「加給スル額」とあるのは、「加給スル額ヨリ厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）第三十條ノ規定ニ依り改正前ノ船員保険法第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依り加給スル額ヲ控除シテ得タル額」とする。ただし、当該遺族年金又はその者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第四十一條 第三十條の規定による改正後の船員保険法第五十條ノ七ノ三及び前条の規定は、船員

昭和五十五年十月十七日 衆議院會議録第六号

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

一一四

保険法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十八号)附則第三項の規定により支給する従前の寡婦年金の例による保険給付であつて、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第六十三号)附則第五條において準用する船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定により加給すべき金額が加給されているものを受ける権利を有する者について準用する。

第四十二條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第三條の規定による改正前の船員保険法第三十四條第三項若しくは第四項又は第三十九條ノ二第二項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第三條の規定による改正後の同法による老齢年金又は通算老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該老齢年金又は通算老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第三條の規定による改正後の同法による老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第三條の規定による改正後の同法第三十四條第三項、第三十七條、第三十九條ノ二及び第三十九條ノ四の規定並びに附則第三十條及び附則第三十七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第三十條及び附則第三十七條の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第三條の規定による改正前の船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、附則第三十條及び附則第三十七條中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

第四十三條 第四條の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附則第十七條第一項の規定による特例老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までとの間は、同項第四号中「第二十級」とあるのは、「第二十三級」とする。

第四十四條 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、同法第三十四條第一項各号のいずれにも該当していない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第四條の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附則第十七條第一項第一号イ又はロのいずれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十三級までの等級であるものに対しては、同項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の特例老齢年金を支給する。ただし、その者が同法による通算老齢年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

第四十五條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第四條の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律附則第十七條第二項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第四條の規定による改正後の同法による特例老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該特例老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該特例老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から

施行日の前日までの間のその者に支給する第四條の規定による改正後の同法による特例老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第四條の規定による改正後の同法第三十四條第三項、第三十七條、第三十九條ノ二及び第三十九條ノ四の規定並びに附則第三十條及び附則第三十七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

施行日の前日までの間のその者に支給する第四條の規定による改正後の同法による特例老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第四條の規定による改正後の同法附則第十七條第一項及び第五項の規定並びに前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前条の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第四條の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律による特例老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、前条中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

第四十六條 第六條の規定による改正後の厚生年金保険法及び船員保険法第十九條の三第一項の規定による船員保険法第三十四條第一項第二号に該当する者に支給する老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、第六條の規定による改正後の厚生年金保険法及び船員保険法第十九條の三第一項中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第四十七條 第六條の規定による改正後の厚生年金保険法及び船員保険法第十九條の三第一項の規定による厚生年金保険法による通算老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項中「第二十級」とあるのは、「第二十三級」とする。

2 第六條の規定による改正後の厚生年金保険法及び船員保険法第十九條の三第二項の規定による船員保険法による通算老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

るのは、「第二十五級」とする。

第四十八條 第七條の規定による改正後の法律第百八十二号附則第八條の規定による厚生年金保険法第四十六條の三の通算老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、第七條の規定による改正後の法律第百八十二号附則第八條第三項中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第四十九條 昭和五十五年六月一日において現に第七條の規定による改正後の法律第百八十二号附則第八條第一項の表の上欄に掲げる者で、同項に規定する昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、厚生年金保険法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級までの等級であるものに対しては、第一條の規定による改正後の同法第四十六條の三の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同条の通算老齢年金を支給する。

第五十條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第七條の規定による改正前の法律第百八十二号附則第八條第三項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第一條の規定による改正後の厚生年金保険法による通算老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該通算老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該通算老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第一條の規定

るのは、「第二十五級」とする。

による改正後の同法による通算老齢年金を受け
る権利の取得又は消滅については、第一条の規
定による改正後の同法第四十六條の六の規定、
第七條の規定による改正後の法律第八十二條
附則第八條第三項の規定及び前条の規定にか
かわらず、なお従前の例による。

2 前条の規定は、前項の申出をした者であつ
て、施行日の前日において現に第一条の規定に
よる改正前の厚生年金保険法による通算老齢年
金を受ける権利を有していないものについて準
用する。この場合において、前条中「昭和五十
五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替
えるものとする。

第五十二條 第七條の規定による改正後の法律第
百八十二條附則第十四條の規定による船員保険
法第三十九條ノ二の通算老齢年金の支給につい
ては、昭和五十五年六月一日から同年九月三十
日までの間は、第七條の規定による改正後の法
律第八十二條附則第十四條第三項中「第二十
級」とあるのは、「第二十三級」とする。

第五十三條 昭和五十五年六月一日において現に
第七條の規定による改正後の法律第八十二條
附則第十四條第一項の表の上欄に掲げる者で、
同項に規定する昭和三十六年四月一日以後の被
保険者であつた期間がそれぞれ同表の下欄に規
定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三
十四條第一項各号のいづれにも該当していない
六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標
準報酬の等級が第一級から第二十三級までの等
級であるものに対しては、第三條の規定による
改正後の同法第三十九條ノ二の規定に該当しな
い場合においても、これに該当するものとみな
して、同条の通算老齢年金を支給する。

昭和五十五年十月十七日 衆議院会議録第六号

前日までの間において第七條の規定による改正
前の法律第八十二條附則第十四條第三項の請
求をした者が、その者に支給されることとなる
第三條の規定による改正後の船員保険法による
通算老齢年金の額が当該請求をした日にその者
が当該通算老齢年金を受けようとする権利に
のみなして計算した当該通算老齢年金の額に
満たない場合において、施行日から昭和五十
五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官
に申し出たときは、同年六月一日から施行日の
前日までの間のその者に支給する第三條の規定
による改正後の同法による通算老齢年金を受け
る権利の取得又は消滅については、第三條の規
定による改正後の同法第三十九條ノ四の規定、
第七條の規定による改正後の法律第八十二條
附則第十四條第三項の規定及び前条の規定にか
かわらず、なお従前の例による。

2 前条の規定は、前項の申出をした者であつ
て、施行日の前日において現に第三條の規定に
よる改正前の船員保険法による通算老齢年金を
受ける権利を有していないものについて準用す
る。この場合において、前条中「昭和五十五年
六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替へる
ものとする。

第五十四條 昭和五十五年七月分の国民年金法の一部を改正
する法律（昭和五十四年法律第八十六號、以下この条において
「法律第八十六號」という。）附則第十六條第一項又は法律第九
十二條附則第二十條第一項の規定により支給する老齢年金の額に
ついては、法律第八十六號附則第十六條第二項及び法律第九
十二條附則第二十條第二項並びに同法附則第二十條第一項の規定
にかかわらず、二十五万九千二百円（同法附則第二十條第一項
の期間を有する者について、同項の規定による保険料の納付が
行われなかつた月があるときは、二十五万九千二百円から千
円に当該納付が行われなかつた月数を乗じて得た額を控除し
た額）とする。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

2 昭和五十五年六月以前の月分の国民年金法に
よる年金たる給付（障害福祉年金、母子福祉年
金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金を除く。）
の額については、なお従前の例による。

2 3 昭和五十五年七月以前の月分の障害福祉年
金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福
祉年金の額については、なお従前の例による。

第五十五條 施行日の前日において現に国民年金
法による母子年金又は準母子年金を受ける権利
を有する者に支給する当該母子年金又は準母子
年金の支給の停止については、第八條の規定に
よる改正後の同法第四十一條第三項及び第四
項（同法第四十一條の三第一項において準用する
場合を含む。）中「五分の二」とあるのは、「三分
の一」とする。

2 第八條の規定による改正後の国民年金法第四
十一條第四項（同法第四十一條の三第一項にお
いて準用する場合を含む。）の規定による母子年
金又は準母子年金の支給の停止については、昭
和五十五年八月一日から施行日の前日までの間
は、同法第四十一條第四項（同法第四十一條の
三第一項において準用する場合を含む。）中「五分の二」とあるのは、「三分の一」とする。

三第一項において準用する場合を含む。）中「五
分の二」とあるのは、「三分の一」とする。

第五十六條 次の表の上欄に掲げる月分の国民年
金法による保険料については、第八條の規定に
よる改正後の同法第八十七條第三項中「四千五
百円」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げ
る額（同表の下欄に掲げる年度の前年度までの
間において厚生年金保険法等の一部を改正する
法律（昭和五十五年法律第 号）第十條の
規定による改正後の厚生年金保険法等の一部
を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二號）
附則第二十二條の規定により年金たる給付の額
を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十
四年度の同条第一項に規定する物価指数に對す
る同表の下欄に掲げる年度前における直近の同
条の規定による年金たる給付の額を改定する措
置が講ぜられた年度の前年度の同条第一項に規
定する物価指数の割合を同表の中欄に掲げる額
に乘じて得た額とし、その額に十円未満の端数
があるときは、これを切り捨てたものとする。）
に読み替へるものとする。

昭和五十七年四月から昭和五十八年三月までの月分	四千八百五十円	昭和五十七年度
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月までの月分	五千二百円	昭和五十八年度
昭和五十九年四月から昭和六十年三月までの月分	五千五百五十円	昭和五十九年度
昭和六十年四月以後の月分	五千九百円	昭和六十年年度

2 国民年金法第八十七條第三項に定める保険料
の額は、昭和六十年四月以後においては、法
律で定めるところにより引き上げられるものと
する。

（第十一條の規定の施行に伴う経過措置）
第五十七條 昭和五十五年七月以前の月分の児童
扶養手当の額については、なお従前の例によ
る。

昭和五十五年十月十七日 衆議院會議録第六号

る。

(第十二条の規定の施行に伴う経過措置)

第五十八条 昭和五十五年七月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項中「第四十六条の三第一項第一号イ」を「第四十六条の三第一号イ」に改める。

附則第十七条第一項中「第三十九条ノ二第一項第一号イ」を「第三十九条ノ二第一号イ」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十一条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第三項中「年金たる保険給付又は」及び「法律第九十二号 附則第二十二條第一項及び」を削る。

(農業者年金基金法等の一部改正)

第六十二条 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十条の二の二第一項中「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第六十一号)」を「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第六十一号)」に改める。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

2 次に掲げる法律の規定中「厚生年金保険法等

の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第六十一号)第一号イ」を「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第六十一号)」に改める。

一 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第三十九号) 附則第一条第一項第五号

二 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等(昭和五十五年法律第五十八号) 附則第一条第一項

三 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等(昭和五十五年法律第七十四号) 附則第一条第一項第三号

四 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等(昭和五十五年法律第七十五号) 附則第一項ただし書

五 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第七十六号) 附則第一条第一項第二号

(従前の障害年金の例による保険給付の特例等)

第六十三条 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において同法別表第一に定める程度の廃疾の状態にある者については、同法第四十七條第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

2 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受け

る権利を有する者のうち、同日において同法別表第一に定める程度の廃疾の状態にない者については、同日後、同表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つたとき(同日以前の旧厚生年金保険法別表第一に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつた日から起算して三年を経過する日までの間に限る。は、厚生年金保険法第四十七條第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

3 厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者が、前二項の規定により同法第四十七條第一項の障害年金の受給権を取得したときは、当該従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利は消滅する。

第六十四条 前条第一項又は第二項の規定に該当する者の死亡を支給事由として施行日の前日までの間において厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定により従前の遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利を取得した者には、引き続き当該従前の遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付を支給し、同法第五十八條の遺族年金は支給しない。

第六十五条 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五号)以下この条において「法律第五号」という。附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において船員保険法別表第四下欄に定める程度の廃疾の状態にある者については、同法第四十條第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

2 昭和五十五年六月一日において現に法律第五号附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者が、前二項の規定により同法第四十七條第一項の障害年金の受給権を取得したときは、当該従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利は消滅する。

第六十六条 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七十八号)附則第四條第一項又は第二項に規定する者であつて、昭和三十二年十月前の厚生年金保険の被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間であるものの厚生年金保険法による老齢、障害又は死亡に關し支給する保険給付(老齢年金、障害年金又は遺族年金に限る。)については、当該保険給付の額(加給年金額及び同法第六十二條の二の規定により加算する額を除く。)が、施行日の属する月前の第三種被保険者であつた期間を第一種被保険者であつた期間とみなして計算した当該保険給付の額(加給年金額及び同法第六十二條の二の規定により加算する額を除く。)に満たないときは、その者の請求により、同日前の第三種被保険者であつた期間を第一種被保険者であつた期間とみなして当該保険給付の額を計算するものとし、その請求をした日の属する月の翌月から、当該保険給付の額を改定する。

3 法律第五号附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者が、前二項の規定により船員保険法第四十條第一項の障害年金の受給権を取得したときは、当該従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利は消滅する。

(厚生年金保険法による年金額の計算の特例)

第六十六条 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七十八号)附則第四條第一項又は第二項に規定する者であつて、昭和三十二年十月前の厚生年金保険の被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間であるものの厚生年金保険法による老齢、障害又は死亡に關し支給する保険給付(老齢年金、障害年金又は遺族年金に限る。)については、当該保険給付の額(加給年金額及び同法第六十二條の二の規定により加算する額を除く。)が、施行日の属する月前の第三種被保険者であつた期間を第一種被保険者であつた期間とみなして計算した当該保険給付の額(加給年金額及び同法第六十二條の二の規定により加算する額を除く。)に満たないときは、その者の請求により、同日前の第三種被保険者であつた期間を第一種被保険者であつた期間とみなして当該保険給付の額を計算するものとし、その請求をした日の属する月の翌月から、当該保険給付の額を改定する。

2 昭和五十五年六月一日において現に法律第五号附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において同法別表第一に定める程度の廃疾の状態にない者については、同日後、同表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つたとき(同日以前の旧厚生年金保険法別表第一に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつた日から起算して三年を経過する日までの間に限る。は、厚生年金保険法第四十七條第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

3 厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者が、前二項の規定により同法第四十七條第一項の障害年金の受給権を取得したときは、当該従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利は消滅する。

第六十四条 前条第一項又は第二項の規定に該当する者の死亡を支給事由として施行日の前日までの間において厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定により従前の遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利を取得した者には、引き続き当該従前の遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付を支給し、同法第五十八條の遺族年金は支給しない。

第六十五条 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五号)以下この条において「法律第五号」という。附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において船員保険法別表第四下欄に定める程度の廃疾の状態にある者については、同法第四十條第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

(厚生年金保険法による老齢年金の受給資格年齢)

第六十七條 厚生年金保険法による老齢年金の受給資格年齢については、この法律の施行後に初めて行われる厚生年金保険の財政再計算の時期に、所要の改定措置が講ぜられるべきものとする。

(船員保険法による老齢年金の受給資格年齢)

第六十八條 船員保険法による老齢年金の受給資格年齢については、この法律の施行後に初めて行われる船員保険の財政再計算の時期に、所要の改定措置が講ぜられるべきものとする。

〔別紙〕

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一 本格的な高齢化社会の到来を迎え、中高年齢者の雇用の改善と公的年金制度全体の抜本的改善を図ること。特に制度間の不均衡の是正など体系的な整備充実を図るとともに、年金制度の長期的安定化方策につき検討を行うこと。

二 婦人の年金権のあり方については、被用者の妻の国民年金への任意加入制度との関連も含め総合的な見地から検討を進め、速やかにその確立に努めること。

三 遺族年金については、寡婦加算額の大幅な引上げが行われたが、今後支給要件等について検討を行うとともに、引き続き遺族年金の改善に努めること。

四 在職老齢年金制度の支給制限の緩和について検討すること。

五 いわゆる経過年金については、その水準のあり方を早急に明らかにするとともに、その一環として福祉年金の充実を図ること。

六 本格的な年金時代を迎えるに当たり、受給

者、被保険者に個別的かつ具体的に対応できる年金相談体制の整備を促進するとともに、業務処理体制の強化を図り、もって国民に対するサービスの向上に一層努めること。

七 年金の給付については、老後の生活安定を図る立場から、業務処理体制の整備とあわせて支払期月、支払回数及び支払方法の制度間の整合について検討すること。

八 すべての年金は、非課税とするように努めること。

九 五人未満事業所の従業員に対する厚生年金保険の適用の問題について、具体的方策を樹立し、その適用の促進に努めること。

十 積立金の管理運用については、極力、有利運用を図るとともに、民主的な運用に努めること。また、被保険者に対する福祉還元についても、なお一層努力すること。

昭和五十五年十月十七日 衆議院會議録第六号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（定価一部）
三三〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五二二四
（天代）
〒105